

番号	年度計画	実施状況等	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
Ⅱ-1 教育に関する取組 (1) 教育内容に関する取組 ①学生の確保 ア学部				
21101	<p>＜アドミッション・ポリシー*の明確化＞</p> <p>入試情報及び改正したアドミッション・ポリシー*に関する情報を、大学ホームページ、進学説明会やオープンキャンパス*等の機会を活用して積極的に発信し、周知に努める。特にこれらの情報を高校生へ周知徹底するためにSNSを活用し、適切に運用する。</p>	<p>改正したアドミッション・ポリシー*について、説明会等で直接説明する機会を通して周知を図るとともに、進路指導教員等との意見交換の中で、十分に理解が得られていることを確認した。</p> <p>積極的な情報発信の方策として平成29年度導入したLINEを用いた情報提供では、進学説明会等の開催予定など新たな情報を月2～3回程度更新しながら継続して提供している。LINEの利用状況(平成29年12月20日時点)について、登録者数は677名で月平均350回程度(200名弱)の登録者がLINEホームページを閲覧していた。同時に実施したアンケート結果から、回答の得られた85名(高校1年:13%、高校2年:21%、高校3年:35%、保護者:18%、その他:13%)の内9割程度がLINEによる情報提供に「満足している」とのことであった。</p> <p>なお、本学の教職員が高校生、保護者、高校教員等に直接入試関連情報を提供する機会となるオープンキャンパス*、入試説明会等については、大きな増減なく下記の通り実施した。</p> <p>平成30年度の入試動向について、特別入試及び一般入試の志願者数が641人、志願倍率6.4倍、また県内入学生は65人であった。</p> <p>①オープンキャンパス*</p> <p>7月29日開催、保護者含め約600名参加</p> <p>②高校教員向け入試説明会</p> <p>5月31日開催、高校28校(33名)、9市町(11名)</p> <p>③進学12校進路指導担当教員との意見交換会</p> <p>9月19日開催</p> <p>④平成31年度開始の特別入試指定校推薦入試説明会</p> <p>10月24日開催、高校24校参加</p> <p>⑤本学教員による高校訪問数</p> <p>6月、3月に訪問、延べ45校</p>	<p>(質問①)</p> <p>平成29年12月20日時点のアンケート回答者は12.6%の85名であり、「満足している」者が9割程度であったとのことであるが、他の1割程度はどのような意見をもっていたのか。アンケート未回答者が87%もあったことに対しては、どのように評価しているのか。</p> <p>(質問②)</p> <p>平成30年度の志願倍率6.4倍、県内入学生65人という数についてはどのように評価しているのか。</p> <p>(質問③)</p> <p>入試の実質倍率と合格発表した人の中から辞退した人数を教えてください。</p>	<p>(回答①)</p> <p>本学が発信する情報を確実に受け取ってもらうための手段としてLINEへの登録を呼びかけてきた経緯があり、本学に対する登録者の関心度は様々であることが考えられます。</p> <p>登録者の87%がアンケートに未回答であったことについて、紙ベースのアンケートの回収率とは比較できないと考えられますが、回答率が低い要因として、匿名で気軽に登録できること、本学からの情報を受けとるためのツールとしてのみ利用していて、回答を強く求められていると思われていないことなどが考えられます。</p> <p>一方で、85人が積極的に回答していることについて、毎年の特入試受験者数が90人程度であることを踏まえると、本学への積極的な関与を示す人数としては、充分とまでは言えなくとも、おおよその傾向を把握できる程度の回答数が得られたと考えております。</p> <p>その上で、9割程度が「満足している」と回答していることから、必要な情報提供ができていと思われれます。一方で、「満足している」以外の回答に注目すると、選択肢には「どちらともいえない」「役に立っていない」があり、それぞれ全体の8%、2%という割合になっています。この2つの選択肢を選んだ人は、「最も知りたい情報は何か」という問いに対し「大学生活について」を選択しています。</p> <p>平成29年度は入試情報やイベント情報を中心に配信していたため、このような要望があったのだと思われれます。このことから、平成30年度からは実習や各行事など、在学生に関する情報を紹介し、ホームページへ誘導するなどして、学生生活について知る機会を提供することとしています。</p> <p>(回答②)</p> <p>過去5年間の倍率と県内入学者数の関係は次</p>

(H29 年度入試で入学実績のあった高校、県内 20 校、
県外 15 校)

⑥進学説明会への参加

随時 県内高校 12 件 (対応人数 : 147 人) 県内会
場 13 件 (対応人数 : 181 人)

(関連項目 21103)

の通りです。平成 26 年度入試 : 4.4 倍、61 人、
平成 27 年度入試 : 6.4 倍、53 人、平成 28 年度
入試 : 5.0 倍、71 人、平成 29 年度 : 6.5 倍、54
人、平成 30 年度入試 : 6.4 倍、65 人。

平成 26~29 年度までの入試傾向として、倍
率が比較的高い (6.0 倍以上) と県内入学者数
が少ない傾向 (50 人台) が読み取れます。平成
30 年度入試では 6.4 倍と比較的高い倍率であ
るにも関わらず、60 人を超える県内入学者を確
保できました。平成 30 年度入試では「一般入
試・前期日程・地域枠」を導入し、一般入試の
中で別枠として県内入学者 5 人を確保したこと
が大きな要因と考えられますが、単年度では判
断できないため、継続的に見ていく必要があります。

(回答③)

試験区分	実質倍率	辞退者数
H29		
地域推薦入試A	2.9	0
地域推薦入試B	2.2	0
地域推薦入試C	2.7	0
社会人入試	1.0	0
一般前期	5.9	6
一般後期	3.5	5
(学部全体)	4.3	11
H30		
地域推薦入試A	3.1	0
地域推薦入試B	2.8	0
地域推薦入試C	2.6	0
指定校特別枠	1.0	0
社会人入試	0.0	0
一般前期	3.2	2
一般後期	8.5	2
(学部全体)	3.8	4

※実質倍率は受験者数÷合格者数で算出。
小数点第 2 位を四捨五入。

21102	<p>＜適切な選抜の実施＞</p> <p>継続して入学者選抜方法と入学後の成績、休退学の状況について点検するとともに、高大接続事業との関連についても精査し、入学者選抜方法のあり方について検討する。また、平成30年度入試から新たに実施する指定校特別枠推薦入試、一般入試前期日程地域枠の選抜試験を適切に実施する。</p> <p>入試改革については、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施の動向とアドミSSION・ポリシー*の内容に基づき高大接続事業と連携して全学的に進める。</p>	<p>地域社会において活躍する看護職者としての適性を備えた入学生を確保するために、現行の入学者選抜試験を実施するとともに、入試改革の動向を踏まえたより効果的な選抜方法について点検を行った。</p> <p>【入学者選抜の実施】</p> <p>平成30年度からの新たな入学者選抜である「指定校特別枠推薦入試」（定員2名、受験者1名、合格者1名）と「一般入試前期日程地域枠」（定員5名、受験者60名、合格者5名）を適切に実施した。両入試については、これら受験者数の状況を踏まえながら継続的な点検が必要となる。</p> <p>平成31年度からの新たな入学者選抜入試である「指定校推薦入試」について、指定校の出願資格・要件を定め、三重県内の高等学校に募集を行った。結果として14校より応募があった。この入試を適切に実施するとともにこの入試の意義について点検することが、次年度以降の課題となる。</p> <p>【入学者選抜方法の点検】</p> <p>現行の入試体制による入学者（平成27年度入試以降の入学者）について、各入試区分の入学後成績を比較した。3年生前期までの累積GPA*平均値は、地域推薦入試A（81名）：2.64、地域推薦入試B（14名）：2.70、地域推薦入試C（17名）：2.69、社会人入試（1名）：3.78、前期日程入試（153名）：2.55、後期日程入試（47名）：2.42である。後期日程入試入学者の得点が若干低いものの、各入試区分の入学後成績に統計的有意差は見られない。また、その時点での休学者については3名（うち進路変更を理由とする退学者が1名）であり、いずれも一般前期入学者である。以上より、平成27年度より導入した地域推薦入試Cを含めた現行入試制度においては、概ね適切な入学者選抜ができていていると考える。ただし、この点検が3年前期までの得点に限られており、また後期日程入試入学者の得点の若干の低さを踏まえると、継続的な点検・分析が必要となる。</p>	<p>（質問①）</p> <p>平成30年度から新たに実施した「指定校特別枠推薦入試」と「一般枠入試前期日程地域枠の両入試の結果に対して、大学としてはどのように評価しているのか。「これらの受験者数の状況をふまえながら継続的な点検が必要である」とあるが、これでは大学がどのように評価しているかが不明である。【入学者選抜方法の点検】の記述をみても、平成30年度から新たに実施した両入試に対する評価には触れられていない。</p> <p>（質問②）</p> <p>平成32年度より実施される「大学入学共通テスト」のうち、英語の外部検定試験の利用方法に対する大学の見解が不明である。「検討する必要がある」という記述では、大学の見解を知ることができない。</p> <p>（質問③）</p> <p>指定校を導入したことに対する県内高校からの反応はどのようなものか。</p> <p>（質問④）</p> <p>指定校入試におけるセンターと個別入試の得点配分はどのようなものか。</p>	<p>（回答①）</p> <p>新しい入試区分を導入する際には混乱なく適切に実施することが肝要で、平成30年度入試についても問題なく実施できたことは評価できると思われます。また受験者の動向については年度ごとに変動する可能性があり、継続的な点検が必要と考えています。</p> <p>その上で、新たに実施した「特別入試・指定校特別枠推薦入試」と「一般入試・前期日程・地域枠」について、今年度に限った評価とは異なりますが、「特別入試・指定校特別枠推薦入試」では2校のところ1校からしか推薦がありませんでした。確認の結果、この入試の主旨に沿わない生徒は推薦できないという高校側の判断があり、推薦には至らなかったとのこと。導入初年度に定員2人を満たすことはできませんでしたが、この入試の主旨が十分理解されていること、生徒の動向について情報共有ができたことなど、高校と本学の間で関係性の構築がなされていることは評価できると思われます。</p> <p>一方、「一般入試・前期日程・地域枠」については、前期日程の受験者数174人（県内者86人、県外者88人）に対して、地域枠を併願した県内者は60人であり、前期日程の一般枠で不合格となった県内者を地域枠として合格させることができたことから、県内入学者数の増加につながったと評価しています。</p> <p>（回答②）</p> <p>英語の外部検定試験の利用については、報告書作成時点から現在に至るまで、国立大学協会をはじめ公立大学協会においても、それぞれの協会としての統一性を持った明確な見解を示せないまま推移している現状と考えています。</p> <p>文科省が進める入試での英語の4技能評価の導入を、本学独自で実施することは難しい状況にあります。そのため、いずれ外部検定試験を導入しなければならないとの認識ではありますが、受験機会の不公平感や試験によって認定された英語力について同質性が担保されていないなど、外部検定試験の導入には問題が多い</p>
-------	--	--	---	---

		<p>平成 32 年度より実施される「大学入学共通テスト」の導入方法について検討した。第一に、英語の外部検定試験の利用方法については、高等学校の教育状況等を踏まえながら継続的に検討する必要がある。第二に、本学の個別学力検査と特別入試の学力検査について、「大学入学共通テスト」の試験内容を踏まえて試験内容を点検する必要がある。</p>		<p>と考えています。</p> <p>さらに、外部検定試験の結果の合否判定への具体的な活用についても、公表している大学はほとんどなく、全国の大学で相互に他大学の様子をうかがっている状況が続いているといえます。</p> <p>そのため、入試改革の流れの中で適切なタイミングを見計らい導入する方向での検討を進めていますが、積極的に本学としての見解を表明する状況ではないと判断しています。</p> <p>(回答③)</p> <p>10 月 24 日に開催した説明会では、指定校選定基準に関する質問や出願要件に係る英語の外部検定試験の種類についての要望などがあったが、この入試制度の導入に関して、利用することを検討したい旨の反応が多かった。</p> <p>本入試制度を利用するか否かは各高校の判断によるが、特別入試（推薦）で多くの志願者がいる高校を中心に 14 校から応募があり、利用可能な入試制度として受け止められたと考えられる。</p> <p>(回答④)</p> <p>「特別入試・指定校特別枠推薦入試」では、選抜方法として面接のみを課しています。</p> <p>「一般入試・前期日程・地域枠」では、センター試験 500 点、個別学力検査 100 点の配点となっており、得点配分は 5 : 1 となっておりま</p>
21103	<p><高等学校との連携></p> <p>高大接続事業評価委員会の評価結果を踏まえ、本学を志す優秀な学生を確保できるよう、県教育委員会や県内高等学校、県内医療機関と連携、協力して、高大接続事業を実施する。また、本学の取組に対する</p>	<p>高等学校との連携について、本学が進める「高大接続事業」として【高等学校との連携】【入学準備教育】【県教育機関との連携強化】の視点から下記の通り実施した。</p> <p>【高等学校との連携】</p> <p>下記のとおり計画していたプログラムを着実に実施し平成 28 年度と同様の実績を得た。() 内は平成 28 年度実績。</p> <p>その中で、④の「キャリアデザインサポート講座」につ</p>	<p>(質問①)</p> <p>⑥に関連して「生物」のコンテンツをリニューアルしたとあるが、何のためにどのようなリニューアルをしたのが不明である。</p> <p>(質問②)</p> <p>県内外の進路指導に携わる高校教員、全国の大学教職員を対象に「高大接続シンポジウム」を開催した(3月20日)とのことであるが、その内容を具体的に示してほしい。アンケート結果だけでは、何がどのように行われ</p>	<p>(回答①)</p> <p>講師の交代に伴い、これまで以上に受講者(高校生)の理解が深まるよう図版を多用するなど、教材(テキスト及びインターネット配信による講義)のリニューアルを行いました。また、配信環境の改善も行い、受講者が学習をすすめやすいようスマートフォンで視聴ができるようにしました。</p> <p>受講者からは「図が多く、解説も丁寧でわかりやすかった」、「スマートフォンで視聴できるのがよい」など、受講者の自己学習の支援に</p>

<p>理解をより深めるため、シンポジウムなどを開催し情報発信に努める。</p>	<p>いて、保護者・教員など参加者の利便性を考え、開催曜日を土曜日に変更したことにより、参加人数が14名から23名へと増加した。なお、②の「高校生のための看護職キャリアデザイン講座* 一日みかんだい生 (ステップ2)」に関して、本学から遠距離の高校生が参加しやすくなるよう出張型での開催について検討したが、日程の調整等ができず実施を見送ったので、平成30年度の実施実現に向けて準備に入った。</p> <p>①高校生のための看護職キャリアデザイン講座* 出前授業 (ステップ1)</p> <p>5月～7月に開催、訪問高校22校 (22校)、参加者635名 (632名)</p> <p>②高校生のための看護職キャリアデザイン講座* 一日みかんだい生 (ステップ2)</p> <p>8月 (2日間) に本学で開催、参加高校23校 (26校)、参加者85名 (105名)</p> <p>③高校生のためのオープンクラス (授業公開)</p> <p>(夏) 7月中旬～下旬、13科目: 24コマ (12科目: 27コマ)、参加37名: 延べ52名 (参加52名: 延べ53名)</p> <p>(冬) 12月下旬～1月上旬、11科目: 17コマ (11科目: 18コマ)、参加59名: 延べ77名 (参加72名: 延べ94名)</p> <p>④保護者と高校教員のための看護職キャリアデザインサポート講座</p> <p>8月19日 (土) 開催、参加者23名: 保護者18名、高校教員5名 (参加者14名: 保護者11名、高校教員3名)</p> <p>⑤未来面談* (インタビュー)</p> <p>7月29日 (オープンキャンパスの中で開催) 参加者25名 (28名)</p> <p>【入学準備教育】</p> <p>特別入試 (地域推薦入試A・B、指定校特別枠推薦入試) での入学予定者とその保護者を対象に、下記のプログラム</p>	<p>たかが明らかでない。</p> <p>「教育人会議」(2017年秋号)、「進路指導白書2017」の関係部分のコピーを配布していただきたい。</p> <p>(質問③)</p> <p>28年度と比較して参加者の数が減少傾向にある理由をどのようにとらえているか。</p>	<p>繋がるリニューアルであったと考えています。</p> <p>(回答②)</p> <p>「高大接続シンポジウム」の具体的内容は以下の通りです。</p> <p>本学の高大接続事業の中間報告として「高大接続から高大社接続へ」をテーマに、基調講演とシンポジウムの2部構成で実施しました。</p> <p>基調講演では福岡県立大学長で公立大学協会副会長の柴田洋三郎氏から、「公立大学における高大接続改革について～これまでの経緯と今後の動向～」と題して、高大接続改革をめぐる国の動向や各大学における取組課題についてお話いただきました。</p> <p>シンポジウムでは「大社接続を見据えた高大接続の取組」として、①本学の取組報告、②高大接続プログラム参加学生の発表、③高等学校から見た高大接続事業への期待 (県高校長)、④高大接続事業の位置づけと社会との協働のあり方について (本学学長)、という視点から話題提供していただき、発表者と参加者間で意見交換を行いました。</p> <p>このシンポジウムを通して、高大接続のあり方や大社接続を視野に入れた三重県の保健医療を担う看護人材の育成について、高校、大学、社会それぞれの立場の方たちと情報共有することができました。</p> <p>ご指摘いただいた通り、実施状況の説明とし不十分でしたので、本文の「県内をはじめ全国に向けて情報発信を行った。」の後に以下のとおり内容の追加をお願いいたします。</p> <p>「シンポジウムの具体的内容は以下の通り。テーマ: 「高大接続から高大社接続へ」。基調講演: 「公立大学における高大接続改革について～これまでの経緯と今後の動向～」(講師: 福岡県立大学長・公立大学協会副会長の柴田洋三郎氏)。シンポジウム: 「大社接続を見据えた高大接続の取組」として以下の話題提供、①本学の取組報告、②高大接続プログラム参加学生に</p>
---	---	---	---

を平成 28 年度と同様に継続して実施した。⑥の「入学準備教育」では今年度、「生物」のコンテンツをリニューアルした。その際、入学後の授業科目の学修につながるよう本学教員との連携を図った。

⑥入学準備教育

インターネットを活用した自宅学習に加え、化学、生物それぞれ延べ4回のスクーリングを実施した。

⑦三重の保健医療を支える未来の看護職者育成プログラム交流会

12月9日開催、主だった県内医療機関が自施設紹介を行うとともに、ブースを設け参加した17の医療機関等から入学予定者33名とその保護者が直接話を聞く機会を設けた。

【県教育機関との連携強化】

本学の高大接続事業をより実効性のあるものとするため、平成28年度同様に継続して県教育委員会教育長をはじめ幹部職員との意見交換（8月22日実施）や県内高等学校の進路指導教員との意見交換（9月19日、10月24日実施）などを行い連携の強化を図った。

本学の「高大接続事業」は、文部科学省による大学教育再生加速プログラム*の補助を受けて進めている。事業の評価を適正に行いPDC Aサイクルによる継続的な改善に努めるため、平成29年度も有識者や県内高校の校長、進路指導担当教員を高大接続事業評価委員会の委員とし、3月2日に平成29年度の事業評価と平成30年度に向けた事業改善のための評価委員会を開催した。

補助金による事業は平成29年度に4年目を迎え、6年間の事業予定期間の半分を経過したので、中間報告として県内外の進路指導に携わる高校教員、全国の大学教職員を対象に「高大接続シンポジウム」を開催し（3月20日）、本学が取り組んでいる事業について、県内をはじめ全国に向けて情報発信を行った。参加者数は、学外22名（高校関係5人、大学関係4人、その他13人）、学内50人（教

による発表、③「高等学校から見た高大接続事業への期待」（県内高校長）、④「高校ー大学ー三重県の看護をつなぐ」（本学学長）。最後に、発表者と参加者間で活発な意見交換を行った。」

「教育人会議（2017年秋号）」、「進路指導白書2017」を配布します。

（回答③）

参加者数減少の要因として、事業の実施日と高校行事や模試が重なったこと、高校によっては看護志望者数が年度ごとに変動する場合があることなどが考えられます。また、高校の進路指導の方針によっては、1つの学年に絞った参加を促す場合や全学年に参加を呼びかける場合など、参加者数に影響を受ける要因になっていると思われる。

継続している事業であることから、開始当初は看護系への志望の強弱に関わらず参加を促されていたものが、事業の浸透によって各プログラムの主旨にそった参加者に絞られてきている可能性もあり、分析を進めていきたいと考えています。

なお、「一日みかん大生」などについては、本学学生を交えてグループワークを行うため、講座の質を担保するための適正人数（40～50名程度/日）の範囲内での推移であると考えています。

		<p>員 33 人、職員 17 人) で、参加者アンケートの結果、“満足している・ほぼ満足している” との回答は 87.0%であり、「国の動向を含め、高校と大学のつながり、そこに参加した人たちを含め、それぞれの立場から見たものや期待が見えてきた。そこから、高大、そして社会とのつながりを持つために必要なこと、大切なことを考える機会となった。」「各々の立場から高大社接続について聞き、大学としての役割や社会に送り出す責任を痛感した。学生発表を聞いていて、この事業の成果を垣間見た気がする。」等の意見があり、概ね好評であった。</p> <p>なお、本学が進めている「高大接続事業」について、(株) FROM PAGE が発行している「教育人会議」(2017 年秋号)、NPO 法人 NEW VERY 発行の「進路指導白書 2017」などに掲載され、全国の大学、高等学校等に本学の取り組みを紹介する機会となった。</p> <p>(関連項目 21101)</p>		
Ⅱ－１ 教育に関する取組 (1) 教育内容に関する取組 ①学生の確保 イ研究科				
21104	<p>＜アドミッション・ポリシー*の明確化＞</p> <p>ディプロマ・ポリシー*の修正を完了し、それに整合する修士論文コースと CNS コース* (母性看護学・精神看護学) のカリキュラム・ポリシー*及びアドミッション・ポリシー*の修正を行う。</p>	<p>大学院研究科入学生を確保するために入試改革を行ってきたが、新たに医療機関等における指導能力を獲得することを目的とした「臨地教育者コース」を平成 31 年度からのカリキュラムにおいて各看護専門分野に設置することを決定した。それに伴い研究科のディプロマ・ポリシー*を、修士論文コース、CNS コース*、臨地教育者コース毎に修得すべき能力を明確にしたものに修正し、カリキュラム・ポリシー*についてもディプロマ・ポリシー*に整合する修正を行った。さらに 3 つのコースに対応させたアドミッション・ポリシー*改正の検討も行った。</p> <p>[補足資料: アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー]</p>	<p>(質問①)</p> <p>修士論文コース、CNS コース、臨地教育者コース毎に修得すべき能力を明確にしたディプロマポリシー・カリキュラムポリシーを、具体的に資料を提示してご説明いただきたい。</p>	<p>(回答①)</p> <p>添付資料中の「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー」を用い説明します。</p>
21105	<p>＜適切な選抜の実施＞</p> <p>大学院生を確保するた</p>	<p>平成 28 年度から開始した学内推薦入試については、年度当初のガイダンスや卒業研究担当教員等を通じて 4 年</p>	<p>(質問①)</p> <p>学内推薦入試・社会人推薦入試・一般入試</p>	<p>(回答①)</p> <p>平成 30 年度は学内推薦入試 1 名、社会人推</p>

め、積極的な広報活動により平成29年度から実施する社会人推薦入試の周知を図るとともに、学部生へ学内推薦入試の情報提供を行う。	生に積極的に周知した。その結果、1名が合格し、入学した。 平成29年度から開始した社会人推薦入試（4年制看護大学を卒業した者等を対象）については、年度当初に全ての連携協力協定病院に募集要項を送付するとともに各医療機関の看護部に出向いて説明するなど、積極的に広報を行った。その結果、3名が合格し、入学した。 一般入試については、一次募集は3名、二次募集は2名が合格し、学内推薦・社会人推薦入試を合わせて9名が平成30年度に入学した。	を通じて大学院学生全体の人数が増加し、大学院の教育研究環境が大きく変わり、雰囲気にも変化がうまれたと思われるが、そうした大学院入試改革の成果に対する大学としての自己評価を明らかにしていただきたい。 (質問②) 合格者数だけではなく実際の応募数と倍率はどのようなものか。	薦入試3名の計4名が入学し、大学院入試改革により増加した入学生であると考えられます。大学院入試改革の成果は、大学院生の修了時学修成果を含め、継続的に評価していきます。 なお、31年度からは新しいカリキュラムの運用が始まりますので、さらに学生が増えることを期待しています。引き続き、平成31年度入試の状況を踏まえ評価をしていきます。 (回答②) 平成30年度入学生は、応募者全員が受験し、全員が合格しております。
--	---	---	---

Ⅱ－1 教育に関する取組 (1) 教育内容に関する取組 ②教育課程及び教育内容の充実 ア学部

21106	<p><教育課程・教育方法・内容の充実> 新カリキュラムの運用を開始し、カリキュラム評価ができるように準備をすすめる。</p>	<p>平成29年度カリキュラムが開始し、それに伴うカリキュラム評価の準備を以下のように進めた。</p> <p>①平成29年度カリキュラムのカリキュラムマップを作成し、ディプロマ・ポリシー*との体系的整合性を確認した。</p> <p>②平成29年度カリキュラムを評価するため、指標等について検討を開始した。</p> <p>③文科省「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を参照し、平成29年カリキュラムを点検した。その結果、モデル・コア・カリキュラムとの対応を確認できた。</p> <p>④教務委員会委員が以下の研修等に参加し、カリキュラム評価に関する情報を収集した。</p> <p>・参加研修：日本看護系大学協議会主催「看護学士課程教育の質を高めるカリキュラム開発に関する研修会（12月）」、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム説明会（1月）」、「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標に関する報告会（3月）」</p>	<p>(質問①) 昨年度評価委員会が指摘した自己学習時間の調査で自己学習時間が低いことをどのように評価しているか。</p>	<p>(回答①) 昨年度ご指摘いただいた「単位と時間数を減らし効果的な教育を行うことに関連して、自己学習時間の調査などへ注意を払うこと」については、平成29年度は、29年度カリキュラムの第1学年が終了したところですが、カリキュラム内容が大きく変更する学年は第2学年であるため、今後、学年進行に合わせて評価します。 自己学習時間は、「大学生活に関するアンケート」において把握しています。その結果、学年が上がるにつれ自己学習時間が多くなる傾向がみられました。</p> <p>参考 平成29年度の結果 「1日につき自己学習する時間」(人)</p> <table border="1" data-bbox="1639 1098 2145 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年生</th> <th>2年生</th> <th>3年生</th> <th>4年生</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①0分</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>②30分未満</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>19</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>③30分～1時間</td> <td>41</td> <td>32</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>④1～2時間</td> <td>19</td> <td>36</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>⑤2～3時間</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>⑥3時間以上</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>		1年生	2年生	3年生	4年生	合計	①0分	10	4	7	4	25	②30分未満	22	11	7	19	59	③30分～1時間	41	32	18	19	110	④1～2時間	19	36	22	22	99	⑤2～3時間	2	14	15	18	49	⑥3時間以上	0	2	14	9	25
	1年生	2年生	3年生	4年生	合計																																									
①0分	10	4	7	4	25																																									
②30分未満	22	11	7	19	59																																									
③30分～1時間	41	32	18	19	110																																									
④1～2時間	19	36	22	22	99																																									
⑤2～3時間	2	14	15	18	49																																									
⑥3時間以上	0	2	14	9	25																																									

21107	<p>＜公正な成績評価の実施＞</p> <p>改正したディプロマ・ポリシー*に基づいた各授業科目の到達目標や達成度を提示したうえで、学生自身においてもその時々の学修の達成状況を確認できる成績評価方法の導入について検討を開始する。</p>	<p>公正な成績評価の実施のために、以下の4点を実施した。</p> <p>①シラバス*の活用の点検・評価を行った。全科目においてシラバス*に成績評価方法が明示してあることを確認した。</p> <p>②改正したディプロマ・ポリシー*に基づいたカリキュラムマップを作成し、各科目の位置づけを明確にした。</p> <p>③先駆的に作成された教科のルーブリック*について教務委員会で共有し、平成30年度の取り組みの参考とした。</p> <p>④平成30年度シラバス*の様式を改正した。改正点は、ディプロマ・ポリシー*の明示、ディプロマ・ポリシー*に対応する到達目標及び成績評価、主体的な学習への取り組みの記載である。</p>	<p>（質問①）</p> <p>ルーブリックは、用語解説にもあるが、今一步具体的に理解できない。 評価委員会の席上、紙媒体を配布した上でご説明いただきたい。</p>	<p>（回答①）</p> <p>ルーブリック評価の例を挙げて説明します。</p>
<p>Ⅱ－1 教育に関する取組 (1) 教育内容に関する取組 ②教育課程及び教育内容の充実 イ研究科</p>				
21108	<p>＜教育課程・教育方法・内容の充実＞</p> <p>平成30年度に申請予定の38単位教育課程に適応するCNSコース*（母性看護学・精神看護学）の新カリキュラム案をカリキュラム・ポリシー*に基づき策定する。また、修士論文コースの新カリキュラム案についても同時に策定する。</p>	<p>平成31年度からのカリキュラムでは、これまで修士論文コース、CNSコース*の2コースであったものに臨地教育者コースを加えることとした。臨地教育者コースには、医療機関や行政機関の臨地の場における新人教育や学生指導の能力を獲得するために「臨地教育実習」と、臨地における教育課題を研究する「課題研究」を設置することとした。また、これまでの看護系専門分野に加えて、「人文社会看護学分野」と「自然科学看護学分野」を新設し、看護における様々な研究課題に対応できるようにした。</p> <p>平成30年度に申請を予定している母性看護学・精神看護学のCNSコース*（38単位教育課程）以外の新たなCNSコース*の設置も検討したが、修了要件が現行36単位（CNS認定科目26単位＋課題研究他10単位）から46単位（CNS認定科目38単位＋課題研究他8単位）と増大し、就業しながらの修学がより難しくなると考えられることから、平成31年度カリキュラムの運用状況を待って判断することとした。</p>	<p>（質問①）</p> <p>平成30年度に申請を予定している母性看護学・精神看護学のCNSコース（38単位教育課程）以外の新たなCNSコースの設置も検討したとあるが、新たなCNSコースの構想を具体的に提示していただきたい。</p>	<p>（回答①）</p> <p>母性看護学・精神看護学以外の領域のCNSコースの設置の可能性を検討しました。しかしながら、38単位教育課程では修了要件単位数が増大することにより就業しながらの修学が難しくなり、受験生の確保に課題があると思われるため、平成31年度カリキュラムの運用状況を待って判断することとしました。現時点では、新たなCNSコースの構想はありません。</p>

21109	<p><公正な成績評価の実施></p> <p>改正した「学位規程」及び「学位論文審査及び試験に関する内規」等に基づき、学位論文審査を適切に実施するとともに、点検・評価を行う。</p>	<p>平成 29 年度後期から、改正した「学位規程」及び「学位論文審査及び試験に関する内規」に基づき、学位論文審査および最終試験を実施した。改正した規程では論文審査の主査を主任指導教員以外の者で担当することとなったが、主任指導教員は副査として指導担当した大学院生の審査に関与することで、審査委員会で混乱が生じることがなく審査が実施された。また、<u>研究科委員会での「学位授与に対する投票」も廃止されたが、前述のように審査委員会での修士論文に対する合否が客観的に実施される体制となったことから「学位授与に対する投票」の廃止は影響することなく、適切に学位を授与することができた。</u></p> <p><u>さらに</u>、中間審査及び学位論文審査の審査委員選出について申し合わせとして明文化することにより、審査申請をした大学院生の研究内容や研究方法から適切な審査委員を選出できるようにし、平成 30 年度前期修了予定者から適用することとしている。</p>	<p>(質問①)</p> <p>審査方法を変えた理由はどのようなものか。</p>	<p>(回答①)</p> <p>審査方法は、大学基準協会の指摘を受け変更しました。</p> <p>本学としても昨年度この場でご審議頂いた内容を踏まえ、効果を確かめながら慎重に運用をしているところです。実績の表現に不適切な箇所がありましたので、以下のように修正します。</p> <p>【変更後】</p> <p>～審査委員会で混乱が生じることがなく審査が実施された。(削除)また、中間審査及び学位論文審査の審査委員選出について申し合わせとして明文化することにより、審査申請をした大学院生の研究内容や研究方法から適切な審査委員を選出できるようにし、平成 30 年度前期修了予定者から適用することとしている。</p> <p>審査体制については引き続き、効果を検証していく。</p> <p>なお、大学基準協会には改善報告書を提出し、特に意見はありませんでした。</p>
Ⅱ－１ 教育に関する取組 (2) 教育の質の向上に関する取組				
21201	<p><授業の点検・評価></p> <p>引き続き「教員相互による授業点検・評価」と「学生による授業評価」を実施し、「授業改善等に関する報告書」を作成し、これらを教育に活用する。</p>	<p>授業の点検・評価は、① 「授業改善等報告書」、② 「学生による授業評価」、③ 「教員相互の授業点検評価」に基づいて行った。</p> <p>①平成 28 年度より開始した「授業改善等に関する報告書」を作成し、学内ホームページに掲載し、学生及び教職員に掲載の周知を図った。</p> <p>②「学生による授業評価」については電子メールにより授業評価WEBページに誘導する方式で継続した。科目の満足度の設問において、講義科目全体の平均値(4点法)は、前期 3.32 (平成 28 年度 3.30)、後期 3.37 (同 3.37)、であった。実習科目全体の平均値(5点法)は、前期 4.29 (同 4.30)、後期 4.21 (同 4.32) であり、平成 28</p>	<p>(質問①)</p> <p>①平成 28 年度より開始した「授業改善等に関する報告書」を、評価委員会の席上配布するか、各委員に配布していただきたい。</p> <p>(質問②)</p> <p>③「教員相互の授業点検評価」を従来の点検評価者 2 名体制で実施することについては、三重県立看護大学教員が学会誌に論文を複数発表し、学会としての高い評価を得た上で行われてきた。</p> <p>アンケート調査では 1 名体制が好評であったとのことであるが、1 名体制はスケジュール調整の負担軽減のために採用されたということが真の事情ではないのか。1 人体制によっても客観性が保障されることを学術論文と</p>	<p>(回答①)</p> <p>「平成 29 年度三重県立看護大学授業改善等報告書」を配布します。</p> <p>(回答②)</p> <p>1 名の評価者体制はスケジュール負担軽減の効果が大きいです。従来の 2 名体制の時もスケジュールが調整できず、2 名が異なる授業を参観し、その後のディスカッションも 1 対 1 を 2 回行うこともあり、制度が十分活用されていませんでした。</p> <p>一方、本学では教員相互の授業評価に関しての長年の経験があり、相互に評価しあう風土が醸成されつつあると考えます。また平成 28 年度から点検シートを改良し、当該科目が目指す DP に整合した内容となっているかを評価者と</p>

		<p>年度と同水準の高い評価を得た。科目ごとの結果は担当教員にフィードバックして授業改善に活用するとともに、授業評価結果か全体の評価結果を、学内ホームページに掲載し学生及び教職員に公表した。</p> <p>③「教員相互の授業点検評価」については、平成 28 年度に引き続き、授業点検評価者 1 名の体制で実施し、全教員が評価を受け授業の質向上を図った。従来の点検評価者 2 名体制との比較を行うアンケート調査を実施した。その結果、有用な意見の数や意見交換の雰囲気には違いはなかった。<u>また、ディプロマ・ポリシー*を達成するための授業づくりの必要性やスケジュール調整などの負担減が示されるなど、好評価となり、今後も随時見直ししながら活用することとした。</u></p> <p>以上①から③までを網羅した結果、科目間の関連性の明確化、授業で行う看護過程の共有などが課題として抽出されたため、「教育・研究コロキウム*」のテーマとして取り上げた。</p> <p>〔補足資料：平成 29 年度前期・後期「学生による授業評価」集計結果（講義、演習科目）〕</p>	<p>して発表することが必要であると考えているが、大学の見解をうかがいたい。</p>	<p>被評価者でディスカッションする様式にしたことから 1 名の評価者体制でも、評価の視点を持った率直な意見交換ができたのではないかと考えています。しかしながら、評価体制については、より良い方法となるよう今後も随時見直しを行って行く予定です。</p> <p>なお、論文について「教員相互に寄る授業評価による FD、看護展望、31(3)、2006」は確認できましたが、その他の発表については、確認できなかったため、適切な回答ができず申し訳ありません。</p> <p>学会発表に関しては、本学が教員相互の授業評価を開始した当初は、先駆的な取り組みであり学会発表に値したと考えます。しかし、現在ではオーソドックスな取り組みだと思われるので、学会発表は考えていません。</p> <p>本文を一部修正します。 【変更後】 「～その結果、有用な意見の数や意見交換の雰囲気には違いはなかった。また、ディプロマ・ポリシー*を達成するための授業づくりの必要性やスケジュール調整などの負担減が示された。「教員相互の授業点検評価」の方法については、今後も随時、見直しをしながら活用することとした。」</p>
21202	<p><研修会等の開催> FD*活動を推進するため、研究教育内容や授業方法についての相互研修などを引き続き開催する。</p>	<p>FD*活動として、① 「研究・教育コロキウム*」を年 2 回、② 「FD*研修会」を年 1 回、③ 「FD*/SD*合同研修会」を年 1 回、それぞれ開催した。①、②に関しては、教員や学生のニーズを踏まえ科目間の関連をテーマに実施した。また平成 29 年度より SD*研修が教員や技術職員においても義務化されたことにより SD*研修担当者と協同しながら実施した。</p> <p>①平成 29 年度の「教育・研究コロキウム*」は、科目間の関連を主テーマと設定し複数の登壇者によるシンポジウム形式として実施した。各テーマと成果は以下のとおりである。</p>		

		<p>【テーマ】第1回:科目間の関連性～学びの基盤から応用まで～</p> <p>第2回:三重県立看護大学における看護過程の展開</p> <p>【成果】アンケート調査によると各回とも「有意義だった」「まあまあ有意義だった」の回答が昨年同様100%であった。平均参加者数は40名(平成27年度20.5名、平成28年度30名)と増加した。特に第2回のテーマでは各領域の看護過程の教育方法の共有により、学生に生じやすい混乱の背景や今後の改善点が明確となり有意義な研修機会となった。一部の領域ではこの研修内容を踏まえ実習指導の改善を図った。</p> <p>②「FD*研修会」では、昨年のカリキュラムマップアイディア形成に係る研修の成果を踏まえ、カリキュラムリスト(リスト)とカリキュラムマップ(マップ)の有効な表現や使い方が検討できることを目的とした。愛媛大学教育・学生支援機構 教育企画室副室長 中井俊樹教授を講師として講義と演習形式(現行カリキュラムにおける教育の現状と課題の抽出等)で実施した。アンケート調査によると「有意義だった」「まあまあ有意義だった」の回答が100%であり、参加者数は45名であった。</p> <p>③FD*/SD*合同研修会として学外講師による「公立大学の現状と課題」を開催し、公立大学法人が置かれている現状と課題、大学改革の取り組み等についての報告がなされた。アンケート調査によると講演の評価は「満足」「どちらかといえば満足」との回答が88.9%であり、概ね好評であった。(参加者45名)</p>		
Ⅱ－1 教育に関する取組 (3) 学生の支援に関する取組				
21301	<学習支援> きめ細やかな学習支援を行うために、現行の学生	平成27年度より開始した学生が教員の誰にでもいつでも相談することができる学生相談制度*と、チューター制度*を中心に学習支援を行った。例年行っている4月のガ		

<p>相談制度*、チューター制度*を継続する。</p> <p>引き続き、学生が自主的に学習できる環境を整える。また、国家試験に関しては、出題状況等の分析や国家試験模擬試験等を継続実施し、その結果を学生指導に活用して受験対策の充実を図る。</p>	<p>イダンス及びオリエンテーションに加え、平成 29 年度は後期にも相談体制に関する全学生への資料配布と掲示により、制度や相談例、教員への連絡方法等の詳細について周知を行った。その結果、「大学生生活に関するアンケート」（回収率 91.5%）において、教員にいつでも相談できる制度を“知っている”と回答した学生が 91.9%（平成 28 年度：50.0%）と増加した。学習に関する個別相談件数は 809 件であり、平成 28 年度の 1,008 件と比較すると減少しているが、平成 27 年度の 719 件と比較すると増加している。</p> <p>また、「大学生生活に関するアンケート」結果では、教職員との関係について“うまくいっている・どちらかといえばうまくいっている”と回答した学生は 94.8%（平成 28 年度：96.6%）であった。さらに、1 年前と比較した自己の成長について“成長した・どちらかといえば成長した”と回答した学生は 90.3%（平成 28 年度 89.3%）であり、自己が成長したと思う率は数値目標を達成できた。</p> <p>定期試験や 4 年生の国家試験勉強のため、講義棟 3 階の演習室を学生に開放した。授業後、学生ホールで勉強する学生もいることから、これまで 17 時 30 分までだった学生ホールの空調の運転を 20 時 30 分までとした。</p> <p>第 104 回保健師、第 101 回助産師及び第 107 回看護師の各国家試験（平成 29 年度実施）の問題について、「保健師助産師看護師国家試験出題基準」に照らし出題傾向を分析した。また、厚生労働省より「保健師助産師看護師国家試験出題基準」の改訂（平成 30 年版）のアナウンスがあったため、その情報も併せて本学教員及び学生に周知した。4 月のガイダンスでは学年別に平成 28 年度に実施された国家試験の合格率と実際の問題を提示した上で、国家試験対策を説明した。4 年生に対しては、国家試験までのスケジュールを示し、早期に学習に取り組むことを促した。</p> <p>模擬試験は、看護師 4 回、保健師 2 回、助産師 2 回実施した。模擬試験の結果を分析し、全教員に情報提供した。成績不振者（D 判定）については、従来よりチューターに</p>	<p>(質問①) 保健師国家試験においても大学としては周到な支援を行っているのに、合格率は 91.2% である。本学だけがこうなのではなく、他大学の場合も同様だとみなされるが、その原因はどこにあるのか。保健師国家試験の問題が、看護師・助産師に比べて、特に難しいのか。</p>	<p>(回答①) 保健師国家試験の合格率は年度により変動が大きいです。合格率が低い要因の 1 つは、問題の難しさもあると考えます。</p> <p>[参考] 全国の国家試験合格率の経年比較 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保健師</th> <th>助産師</th> <th>看護師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016 年</td> <td>89.8%</td> <td>99.8%</td> <td>89.4%</td> </tr> <tr> <td>2017 年</td> <td>90.8</td> <td>93.0</td> <td>88.5</td> </tr> <tr> <td>2018 年</td> <td>81.4</td> <td>98.7</td> <td>91.0</td> </tr> </tbody> </table>		保健師	助産師	看護師	2016 年	89.8%	99.8%	89.4%	2017 年	90.8	93.0	88.5	2018 年	81.4	98.7	91.0
	保健師	助産師	看護師																
2016 年	89.8%	99.8%	89.4%																
2017 年	90.8	93.0	88.5																
2018 年	81.4	98.7	91.0																

		<p>学習指導を依頼しているが、本年度は一部のC判定学生にも実施した。保健師模擬試験の成績不振者に対しては、地域在宅看護学領域の教員が主催する学内特別補講を実施し、知識修得の強化に努めた。学生の希望により医療系国家試験対策予備校による看護師国家試験対策特別講座（2日間）及び保健師国家試験対策特別講座（2日間）を、本学を会場として開講した。学生アンケートの結果、9割以上から「満足である」との回答を得た。また、平成29年度既卒者に対しても、上記の模擬試験及び対策特別講座の受講を促し学習支援を行った。</p> <p>4年間の学習の総括的内容の「看護総合特論」を10～12月に開講した。平成28年度に指摘のあった「学生自身がかつと主体的に取り組める方法や仕掛け」については、本科目の授業の一部に模擬試験の分析結果を学生と共有する時間を設け、どのような計画で学習を進めていくか学生自身が考える機会とした。また保健師模擬試験の結果を分析し、得点率の低い項目について授業内容に反映させた。</p> <p>平成30年2月に実施された看護師等の国家試験の結果は、看護師国家試験は97名が受験し、全員合格した。学習支援を継続した既卒者1名も合格した。保健師国家試験は97名が受験し、89名が合格した。助産師国家試験は9名が受験し、全員合格した。</p>		
21302	<p><生活支援> 各種相談制度の利用を図るために、入学時や年度当初に行うガイダンスやオリエンテーションにより積極的な周知を行うとともに、学生のニーズを把握して利用しやすい相談環境を整える。</p>	<p>「大学生生活に関するアンケート」の結果では、「本学の生活支援制度」及び「学生生活全体」について“満足している・ほぼ満足している”と回答した学生は、それぞれ88.0%、88.0%（平成28年度：90.0%、88.4%）であり、数値目標を達成できた。また、「学内の施設・整備等」に関して“満足している・ほぼ満足している”と回答した学生は、78.6%（平成28年度：78.7%）であった。</p> <p>各種健康相談制度に関しては、4月のオリエンテーション及びガイダンスにおいて学生への周知を行った。また、保健室の担当者は、学校医やカウンセラーとの連携を継続して行い、必要時にはチューターへの情報提供も行った。これらの取り組みの結果、「大学生生活に関するアンケート」</p>	<p>(質問①) 各種健康相談制度に関して、平成28年度との比較において、学生の認識は高まっていますが、学校医による相談制度は、53.6%、カウンセリング70.8%、保健室での何でも相談は71.6%、女性のからだ相談は34.7%と、依然、低い数値となっています。毎年このような結果であるが、その理由はどこにあるのか。</p> <p>(質問②) 各種相談制度を使った実際の相談件数を教えていただきたい。</p>	<p>(回答①) オリエンテーションやガイダンスにおいて学生への周知を図る際には、次のとおりチラシを作成し配付するとともに、制度に関する説明を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「教員との相談についてのご案内」チラシ ○「各種相談のご案内」チラシ (内容) 学校医による健康相談 臨床心理士によるこころの相談 健康管理室でのなんでも相談 母性看護学教員による女性のからだ相談 ○「こころの相談(カウンセリング)」のご案内」チラシ

		<p>では、各種健康相談制度に関して“知っている”と回答した割合は、平成 28 年度との比較において、学校医による相談制度：45.1%→53.6%、カウンセリング：68.3%→70.8%、保健室での何でも相談：72.3%→71.6%、女性のからだ相談：29.9%→34.7%となり、学生の各種健康相談に関する認識が高まった。</p> <p>「大学生活に関するアンケート」については、自由記述を除き、学内ホームページにおいて学生に結果を公表し、「現在の学生生活に関して日頃感じていることや意見」欄に記載された“大学生活に関する目安箱をおいてほしい”等の学生の要望を取り入れ改善した点についても提示した。</p>		<p>このことから、学生に対しては各種相談制度について均等に周知を図っており、それぞれの相談制度によって学生の認識に差がある原因は把握しかねておりますが、引き続き、きめ細かく相談制度を設け支援する環境があることを周知していきたいと考えています。</p> <p>(回答②) 健康管理室で把握している相談項目と件数は次のとおりです。</p> <p>○教員による学生相談対応件数 延 1,077 件 相談内容（複数選択あり） 学習 809 件 就職 244 件 進学 62 件 健康 38 件 友人 7 件 経済 6 件 教員 4 件</p> <p>○健康管理室（保健室）利用者数 595 名 利用内容 健診や予防接種に関する相談 240 名 内科的 126 名 外科的 82 名 メンタル 70 名 進路・就職等に関する相談 45 名 月経痛等 16 名 ほか</p> <p>○カウンセリング利用者数 利用者数（実数） 47 名 "（延数） 87 名</p> <p>○学校医による健康相談利用者数 利用者数 8 名</p>
引き続き、学生の公益的活動に関する意識を醸成し、積極的な参画につながるよう支援を行う。	平成 29 年度も学生のボランティア活動に関する意識を醸成するため、新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス時に、平成 27 年度の学生ボランティア啓発講演会において、卒業生のボランティア経験に関する発表をビデオ撮影したものを流すか、あるいは実際にボランティアを	<p>(質問①) 学生のボランティア活動については、近年、教職員の参加をはじめとする働きかけを強めるなど非常な努力が払われているが、全体としては低調を脱していないような感がある。これは、看護系の大学に共通する学習時間の</p>	<p>(回答①) 本学は少人数の看護系単科大学であり、また、学生は実習や課題等で多忙な日々を送る中ではありますが、学生の積極的な参画につながるよう教職員全体で支援する機運を盛り上げ</p>	

経験した学生にその経験を講演してもらった。

学生のボランティア活動への参加の促進のためには教職員による動機づけが重要との平成 28 年度に開催された「ボランティア活動共有会」の結果を踏まえ、平成 29 年度は、より積極的に教員が学生と一緒にボランティア活動に参加することを心掛けた。また、平成 29 年度は学生に対するボランティア活動の啓発のため、「在学生のボランティア経験者の話を聞こう」と銘打ち、1 年生や 4 年生のボランティア活動に参加した 6 名の学生にボランティア経験について学生が出席しやすい昼休みに語ってもらい、50 名強の学生や教職員の出席があった。

平成 29 年度は、教員が積極的に学生と一緒にボランティア活動に参加するよう取り組んだ結果、本学で有する交通費を補助する制度の申請ベースでは、「サンタでゴミ拾い」に 3 名、「三重県ユニセフ 5 周年記念事業への出展」に 15 名、「三重県立総合医療センター防災訓練」に 6 名など、延べ 29 名の学生がボランティアに参加し、平成 28 年度の 17 名に比較して増加した。

「大学生活に関するアンケート」の結果では、「事務局職員の対応」について、“満足している・ほぼ満足している”と回答した学生は、91.1%（平成 28 年度：86.6%）であり、数値目標を達成できた。

経済的理由によって学資の負担が困難であり、かつ学業優秀と認められる者について、授業料の減免を行った（前期 14 名、後期 14 名）。

平成 29 年度に設置された三重県立看護大学修学支援基金を活用し、「みかん大進学支援給付金」制度を構築した。

多さ、実習の厳しさによるものと思われるが、他の公立看護大学と比べて、全国各地の公立大学との連携が非常に少ないように思われる。毎年秋の公立大学学長会議と併行して、東北大震災の年から実施されてきた全国公立大学学生のボランティア活動会議にも三重県立看護大学の参加は見られない。この点は毎年指摘しているが、回答はいただけない。どのように考えているのか。

（質問②）

授業料減免の基準（家族の収入・学業優秀者等）について教えていただきたい。

（質問③）

学生のボランティア活動への職員の参加度は。

ていく環境を整える必要があると考えています。このため、「学生ボランティア活動支援委員会」を教授会の傘下に位置付け、毎月開催される教授会の場で活動状況の共有や必要な支援を検討することとしました。

全国公立大学学生大会については、学生に案内を行っていますが、実習や授業に重なる期間であるため、参加は難しいとのことでした。今後、開催される時期や場所など、本学学生が参加しやすい連携の場がある場合は、大学としても支援していきたいと考えています。

なお、本学学生が主体となり献血の推進を行うサークルや地域の清掃などを行うサークルでは、県内の他大学と連携して活動を行っています。

参考規程

「三重県立看護大学学生ボランティア活動取扱規程」

（回答②）

授業料減免を認めることができる者については、生活保護法による被保護世帯である者や地方税法の規定による市町村民税非課税となる者、またそれと同程度に生活が困窮している者などで、学業優秀な者としています。

参考規程

「公立大学法人三重県立看護大学授業料の免除等に関する規程」

「公立大学法人三重県立看護大学授業料減免及び徴収猶予要項」

（回答③）

「サンタでゴミ拾い」に 2 名、「三重県ユニセフ 5 周年記念事業への出展」に 6 名、「三重県立総合医療センター防災訓練」に 3 名など、延べ 13 名が参加しました。

21303	<p><就職支援> 県内就職率を高めるために、県内の医療機関や保健機関等との連携を強化するとともに、学生に県内医療機関の情報を積極的に提供し、進路に関する支援体制の充実を図る。</p>	<p>学生の求職状況を教授会で情報共有することにより、県内就職率等、学生の就職状況を意識した相談・指導体制の強化に努めた。教員への個別就職相談は244件（平成28年度：274件）と増加はしていないが、看護師・保健師・助産師それぞれの就職に関する相談担当教員について資料配布や掲示を用いて学生に周知するなど積極的に対応した。</p> <p>5月には「就職説明会」を開催し、保健師関係者も含め県内29施設の協力を得た。参加学生は3年生61名、4年生34名の計95名（平成28年度：113名）であり、終了後のアンケートでは回答者全員が“参加して良かった”と高い評価が得られた。就職説明会と同時開催した「ようこそ先輩」には、看護師・保健師・助産師の卒業生4名と、学内推薦入試により本学大学院に進学した卒業生1名を招き、学生が卒業生の体験を聞き質問等を行う機会を設けた。3年生41名、4年生20名が参加し、終了後のアンケートでは、回答者全員が“参加して良かった”と高い評価が得られた。</p> <p>「就活講座」は、4年生向けに5月、3年生向けに3月と2回開催し、履歴書の書き方や面接対策、小論文対策などを行った。5月の参加者は4年生76名、3年生34名、計110名（平成28年度：4年生55名、3年生9名、1年生1名、計65名）と大幅に増加した。終了後のアンケートでは、97.9%（平成28年度：97.7%）の学生が“就職活動に役に立つ”と回答した。3月開催の参加者は、3年生93名（平成28年度：93名）であり、終了後のアンケートでは100%（平成28年度：100%）の学生が“よく理解できた・理解できた”と回答した。</p> <p>なお、とりわけ保健師を希望する学生に対しては、公務員試験に向けたガイダンスの実施、願書の書き方や面接・小論文対策、先輩保健師との交流会開催などの支援を行った結果、11名が保健師として採用された。</p> <p>平成29年度の県内就職率は58.9%（平成28年度：42.3%）であり数値目標を達成できた。</p>	<p>(質問①) 11名が公務員試験に合格し、保健師として就職したとありますが、県内の需要を満たしているのですか。</p> <p>(質問②) 例年看護師と保健師 助産師の就職割合は、どのような割合でしょうか。</p>	<p>(回答①) 平成29年度本学に県内保健師についての募集案内があった件数は13件でした。その中で6名が応募し、全員が就職しました。 県内の保健師の需給については把握できておりません。</p> <p>(回答②) 看護師、保健師、助産師それぞれの就職者に占める割合は次のとおりです。 （過去5年、単位：%）</p> <table border="1" data-bbox="1641 507 2011 699"> <thead> <tr> <th>卒業年</th> <th>看護師</th> <th>保健師</th> <th>助産師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>89.1</td> <td>2.2</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>87.1</td> <td>2.2</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>79.5</td> <td>5.7</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>88.5</td> <td>1.9</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>78.9</td> <td>11.6</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table>	卒業年	看護師	保健師	助産師	H25	89.1	2.2	6.5	H26	87.1	2.2	10.8	H27	79.5	5.7	13.6	H28	88.5	1.9	9.6	H29	78.9	11.6	9.5
卒業年	看護師	保健師	助産師																									
H25	89.1	2.2	6.5																									
H26	87.1	2.2	10.8																									
H27	79.5	5.7	13.6																									
H28	88.5	1.9	9.6																									
H29	78.9	11.6	9.5																									

Ⅱ－２ 研究に関する取組 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する取組

22101	<p><研究活動の方向性></p> <p>引き続き、行政機関や連携協力協定病院をはじめとした医療機関と連携・協働するとともに、より充実・深化できるよう研究のあり方などを医療機関の意見も参考にしながら検討する。</p> <p>引き続き、全教員が科学研究費補助金、その他の外部資金の申請及び獲得ができるよう支援を行う。</p>	<p>平成 29 年度、人事交流の 3 名のうち 2 名は学長特別研究費を活用し、1 名が研究成果を学会で発表した。研究支援においては、従来の基本ステップからの医療機関や行政で具体的に活用できる研究方法の支援が整っていなかったため、各論としてハウツー看護研究（アンケート・インタビュー・実験の 3 つの方法）をトライアルとして取り組んだ。参加者は延べ 27 人、満足度は 84%であった。</p> <p>平成 28 年度に人事交流で助手として受け入れた連携協力協定病院の看護師 3 名に対し、人事交流終了後も引き続き研究指導を行い、医療機関との連携による研究に取り組んだ。</p> <p>科学研究費補助金申請率を 100%にするため、学内説明会を 2 回開催するとともに、科研費の獲得を目的に研修会を開催した。その結果、科研費の申請率は 100%となった。また、平成 30 年度採択分（平成 29 年 9 月申請）から制度や書式が変更されたため、事務局が書類作成に際して申請や記載のミス等がないように徹底して確認を行った。さらに、科研費以外の外部研究資金については、教員が申請しやすいよう公募中のものは、常に学内ホームページに一覧形式で掲載するとともに、随時教員にメールで周知するなど平成 28 年度に構築した「外部資金助成情報管理システム」をリニューアルしながら積極的に活用した。</p> <p>【外部研究資金の応募申請状況】</p> <p>①科研費等外部研究資金申請対象者 24 名 ②科学研究費補助金申請者 新規 24 名（100%）、継続 13</p>	<p>(質問①)</p> <p>「人事交流の 3 名」とはどのような制度なのか。記憶が不確かなので、改めてご説明いただきたい。</p> <p>(質問②)</p> <p>「ハウツー看護研究」についてより具体的に説明していただきたい。</p>	<p>(回答①)</p> <p>連携協力協定病院等との人事交流については、三重県立看護大学人事交流実施要項に基づき、平成 26 年度から職員の派遣、受け入れを行っています。募集は公募とし、受け入れ人数は 3 名程度（教員全体の人数構成範囲）、受け入れ期間は原則 1 年間、派遣期間中は本学の助手として本学の教育や大学経営等に従事します。</p> <p>32102〈教員の確保〉の⑤もご参照ください。</p> <p>(回答②)</p> <p>「ハウツー看護研究」とは、本学地域交流センターが開講している看護研究支援の一つです。看護研究の基礎講座（看護研究の基本ステップ）を修了した看護職者を対象に、研究を進めるための具体的な方法について 3 つのコース（アンケートコース、インタビューコース、実験・計測コース）の研修事業です。</p> <p>資料「地域交流センター年報 平成 29 年度 Vol.20」93～95 頁もご参照ください。</p>
-------	--	---	---	--

		名 ③科研費以外の外部資金申請者 3名 (4件)		
22102	<p><研究成果の公表と還元> 引き続き、各教員の主な研究活動や現在の研究課題等について、ホームページ等を活用して情報発信を行う。</p> <p>公開講座や出前講座等あらゆる機会を活用して、本学教員の研究活動の成果を地域や県民に還元する。</p>	<p>教員の研究活動を公開するため、引き続き、教員の主たる研究業績、研究課題等を「教員情報」として本学ホームページに掲載し情報発信を行った。</p> <p>また、本学教員の研究成果の発表の機会である紀要については、機関リポジトリ*に掲載し情報発信に努めた。さらに、平成30年度からは、紀要の印刷を廃止し電子化を図ることとした。</p> <p>教員の研究成果を還元するため、依頼先へ出向く公開講座8件、出前授業51件を実施し、延べ2,738人が参加、満足度平均99%を得た。また、その他の講師派遣を23件、延べ1,068名に対して講演を実施した。</p>	<p>(質問①) 紀要の印刷を廃止し、全て電子化したとのことであるが、学内外の公開・交流という角度からすると、弊害もあるのではないかと。紀要を印刷している大学はまだ非常に多い。本学の見解を求めたい。</p> <p>(質問②) 公開講座、出前授業、その他の講師派遣について、平成29年度の場合のテーマ、担当教員名をすべて具体的に記していただきたい。23102にも記述があるが、いまいし具体的にテーマ・人名が明らかにならないと、研究成果との関連がわからない。 平成29年度の場合を例に全貌を把握したい。</p>	<p>(回答①) 本学では、これまで紀要を100部印刷のうえ、教員等へ配布したり、国会図書館や三重県立図書館等5先へ送付していましたが、これに加え、平成27年度から機関リポジトリを通じて学外へ公開しており、機関リポジトリを通じた紀要(第1巻～)のダウンロード件数は年々増加しています(H27:5,706件→H28:25,610件→H29:62,566件)。 なお、紀要の電子化については、紙媒体と比較して、多くの人が閲覧できる機会を提供できること、即時公開が可能なこと、などのメリットがあることから、今後も電子化が進展するものと考えています。</p> <p>(回答②) 資料(地域交流センター年報)を参照にて下記を説明させていただきます。 ・公開講座について99～100頁 ・出前講座について83～84頁 ・その他の講師派遣について87頁</p>
22103	<p><知的財産の活用> 研究等を通じて教員が保有する発明につながるようなシーズを発掘し、本学の職務発明規程に基づき適切に管理するとともに、連携協力協定病院等と連携、協力して、医療現場でのニーズの把握を行い、看工連携事業を推進する。</p>	<p>本学が保有する知的財産(心肺蘇生用足趾支持台)については、試作品を完成することができた。8月に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が主催する企業向けの発表会に参加して、本学知財のPR活動に努めた。</p> <p>また、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)の産学連携知的財産アドバイザーに応募し、平成30年度から知的財産アドバイザーの派遣を受けることが決定したので、本学保有の知的財産の製品化に向けてより具体的な活動が可能となった。さらに、県内の2医療機関とは、引き続き、看護現場のニーズを活かしたものづくりに共同</p>	<p>(質問①) 心肺蘇生用足趾支持台のほかに、新たな知的財産は創造されていれば、教えていただきたい。</p>	<p>(回答①) 現在のところ、心肺蘇生用足趾支持台のほかに、特許出願等に至るような知的財産は創造されていません。 このため、産学連携知的財産アドバイザーを活用し、学内に存在するシーズの製品化に努めたいと考えています。</p>

		で取り組んでいる。		
Ⅱ－２ 研究に関する取組 (2) 研究実施体制等の整備に関する取組 ①研究実施体制の整備				
22201	<p><研究活動への支援> 若手研究者の指導体制を強化するため、所属する分野の上位教員による指導だけでなく、他の領域の教員も指導できる体制にするとともに、外部講師による研修会等の開催を検討する。また、若手研究者の主体的な研究活動を推進するための支援方法を検討する。</p> <p>教員活動評価・支援制度の運用により、教員の研究活動や能力向上を支援するため、研究費の追加配分を行う。</p>	<p>全ての研究者の支援として、①外部講師による研修会の開催、②研究支援に関する助手・助教のニーズ調査を実施した。</p> <p>①科学研究補助費の獲得を目的に久留米大学分子生命科学研究所 児島将康教授を講師に効果的な申請書の書き方に関する研修会を開催した。参加者は22名(助手・助教10名)、満足86%、理解できた90%、役立つ95%と好評であった(平成29年9月15日)。平成30年度採択分(平成29年9月申請)から制度や書式が大きく変わったため、若手教員のみならず多くの教員が参加し、盛会であった。</p> <p>②若手研究者への支援体制については、所属する上位教員の役割を教授会において再確認した。また、他の領域の教員の関わり方については、大学全体の考え方や教員活動評価・支援制度の適切な運用の観点から、継続して検討を行うこととした。さらに、ニーズ調査の結果から、研究時間や研究費の次年度への繰り越しの要望が多かった学長特別研究については、まずできる改革として、教員の研究時間を確保できるよう成果報告会の発表時期を平成30年度から見直しを行った。</p> <p>3人の理事は教員を兼務しており、教員としての活動も適切に評価すべきであるとの考え方から、平成29年度から教員活動評価・支援制度の評価対象者とした。</p> <p>平成29年度も、直近3年間の「教育」、「研究」、「大学経営」、「地域貢献」の4分野での評価結果に基づいて、研究費を追加配分(8人に計2,500千円)し、研究活動の支援を行った。</p>	<p>(質問①) 学長特別研究について、教員の研究時間を確保できるよう成果報告会の発表時期を平成30年度から見直した、とのことであるが、具体的事情が把握しにくい。ご説明いただきたい。</p>	<p>(回答①) 学長特別研究は単年度の研究助成のため、予算の執行は当該年度の3月末までとなっており、データの分析や研究のまとめなどの時間を確保するために、従来5月に実施していた成果報告会を9月に変更しました。</p>

22202	<p>＜研究活動の評価と改善＞</p> <p>教員の活動評価・支援制度の運用により、教員各自の研究活動に関する点検・評価を行う。</p>	<p>教員活動評価・支援制度の運用として、年度初めに、対象者である全教員が、研究活動に関して、「教員活動計画表」を作成し、この教員活動計画表を用いて学長等と面談に臨み、学長から今年度の研究活動について、指導や助言を受けた。</p> <p>また、年度末には実績（論文の執筆本数、学会研究発表件数、外部資金獲得実績など）について、自己評価を行うとともに、面談等を通じて評価を受けた。</p> <p>平成 29 年度に教員活動評価・支援制度を見直すに当たり教員に意見募集を行ったところ、研究活動に関する意見は無かった。また、教員満足度アンケートにおける「研究を進めていく上での環境についての満足度」は、H28:1.5 点→H29 :2.0 点と 0.5 点上がった。</p>		
-------	--	--	--	--

Ⅱ－２ 研究に関する取組 (2) 研究実施体制等の整備に関する取組 ②研究倫理を堅持する体制の整備

22301	<p>＜研究倫理を堅持する体制＞</p> <p>引き続き、定期的に倫理審査会を開催し研究倫理を徹底する。また、卒業研究の倫理審査について適切に運用する。現在の研究倫理に関する規程については、厚生労働省から出された倫理指針に沿った内容とするための改正を検討する。</p>	<p>研究倫理審査会を月 1 回(年間 12 回)開催し 33 件(このほか学部生の卒業研究に係る簡易審査 35 件)の審査を実施した。また、審査会の構成員を、国発出の倫理指針に基づき見直し、外部委員 3 名を追加した。このことで、審査において、研究対象者からの観点や、法的な観点からの審査体制が強化された。</p> <p>国指針に基づき、現行の研究倫理に関する規程を平成 29 年 11 月に改正した。また、審査要領を平成 30 年 2 月に改正した。</p> <p>卒業研究の簡易審査について、平成 29 年度の運用実績を検証のうえ要領等を改正した。</p> <p>平成 30 年度以降も、より効果的かつスムーズな運用の見直しを進めるための情報収集と審査会の資質向上を目的に、外部研修に委員 2 名を派遣のうえ、3 月審査会において課題の抽出と 30 年度の活動方向の確認を行った。</p> <p>＜抽出された主な課題＞</p> <p>①申請者・審査者双方が、研究倫理にかかる資質・申請(審査)内容の適切性・効率性を向上することができるため</p>	<p>(質問①) 「国発出の倫理指針」とは何のことか。</p> <p>(質問②) 「卒業研究の簡易審査」とは何のことか。</p>	<p>(回答①) 「国発出の倫理指針」とは、文部科学省・厚生労働省通知「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年 12 月 22 日発・平成 29 年 2 月 28 日改正)を指します。</p> <p>なお、当該指針では、公平かつバランスのとれた審査結果とするため、委員の構成は「研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること」「倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない者が複数含まれている事」等としています。</p> <p>(回答②) 「卒業研究の簡易審査」とは、学部生の卒業研究に係る簡易審査を指します。卒業研究に係る簡易審査については、質を落とさず効率的に審査を実施するため、平成 28 年度から審査要領を改正して、教員等の審査における審査の方法と区分して簡易的な審査の方法で行っているところです。</p>
-------	--	--	--	---

	<p>研究費の執行については、「研究費等執行マニュアル」を適切に理解するような改正を行うとともに、あらためて、マニュアル全体の周知徹底を行う。また、研究不正行為等の防止にかかる研修を実施し、不正行為等に関する教職員の意識向上を図る。</p>	<p>の仕組みの構築が必要</p> <p>②申請（審査）プロセス縮減に向けた運用の見直し検討が必要。</p> <p>平成 29 年 4 月の全教職員が出席する会議において、「研究費等執行マニュアル」の平成 29 年度からの改正点を中心に対象教職員に周知した。また、三重県内の最低賃金の引き上げが平成 29 年 10 月に実施されたことから、研究補助者の単価を改正した。</p> <p>平成 29 年 9 月には、研究に関する全教職員を対象に研究活動における不正行為の防止等についての研修会を 2 回開催し、関係する教職員全員が参加した。なお平成 29 年度の研修会の内容としては、平成 28 年度のアンケート結果から、国が公表している不正行為の事例を題材に、起こった原因やその改善策、不正に関わった教職員の処分など、より具体的な内容の研修として、不正行為防止に向けた意識向上を図った。さらに、他大学で開催された不正防止研修会に事務担当者を派遣し、担当職員のレベルアップに努めた。</p> <p>平成 29 年 10 月には、文部科学省競争的資金調整室による科学研究費履行状況調査を、平成 30 年 1 月には文部科学省学術研究助成課による科学研究費実地検査を受検し、事務処理については概ね適正に処理がされていると評価を受けたが、研究補助員の勤務実態の把握強化などの意見もあったことから、「研究費等執行マニュアル」の見直しを行った。</p>		
--	--	---	--	--

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
Ⅱ－３ 地域貢献等に関する取組 (1) 地域貢献に関する取組					
23101	<p>＜地域貢献機能の充実＞</p> <p>地域の看護教育研究拠点として、県内の医療施設等の円滑な看護研究支援に資するため、レベルに応じてステップアップできるような支援を行う。また、県内の看護職者の質向上に貢献するため、「認定看護師教育課程（認知症看護）」の開講や県からの受託事業を実施する。</p>	<p>平成 29 年度は「認定看護師教育課程（認知症看護）」を開講し、入学者全員の 30 名が修了した。看護研究支援では、「看護研究基本ステップ」（7 日間）を遠隔発信で開催し、県内医療機関 8 施設から延べ 449 名の参加を得た。参加者アンケートの結果からは、66.2%の方が研修に対して「満足」、「やや満足」と答えているが、遠隔発信としての画像や音声、施設の機器トラブルなどの課題が明らかになった。「施設単位看護研究支援」は 6 施設 8 件、「看護研究発表会支援」は 4 件実施した。看護職者の実践力向上を支援する教員提案事業は 14 件実施し延べ 685 名の参加を得た。</p> <p>その他、三重県からの受託事業を以下のとおり実施し、評価は概ね好評であった。</p> <p>①病院勤務の医療従事者向け及び看護職員認知症対応力向上研修事業（4 回実施）には 192 名が参加し、97.8%の方が「とてもよかった」、「よかった」と回答があった。</p> <p>②不妊専門相談に関する委託事業（講演会（35 名参加）、交流会（7 名参加）及び不妊専門相談事業への支援（電話相談件数 148 件））を実施した。</p> <p>③助産師（中堅者）研修事業（3 回実施）には 65 名が参加し、100%の方が「期待どおり」、「まあまあ期待どおり」と回答があった。</p> <p>④新人助産師合同研修事業（4 回実施）には 104 名が参加、100%の方が「よい」、「まあまあよい」と回答があった。</p> <p>⑤看護教員継続研修事業（5 回（講演 3 回、研修 2 回）実施）には 239 名が参加し、91.1%の方が</p>	IV	<p>（質問①）</p> <p>23101 では、地域の看護教育研究拠点として、県内の医療施設等の円滑な看護研究支援の活動を目的としているが、三重県の医療体制は、北・中部と南部とでは極端な不均等が存在しているようである。5 月 25 日（金）のNHKテレビでは、志摩市民病院の常勤医師が 1 名しかいないことを詳しく報道していた。本学が行っている県内の医療施設等の円滑な看護研究支援の活動は、このような県内医療体制の地域的差異による不均等を十分考慮した上で行われているのであろうか。（地域交流センター年報 VOL 20 では、県立志摩病院で大村佳代子先生が施設単位看護研究支援をしておられ、伊勢赤十字病院で合計 4 回の支援があり、地域的差異への配慮がなされていると見受けられるが、そのように理解してよいか。）</p> <p>（質問②）</p> <p>「⑤看護教員継続研修事業」の具体的内容をご教示願いたい。 補足として、「看護師等養成所教員」、「看護教員ラダー」のご説明をいただきたい。</p> <p>（質問③）</p> <p>三重県からの受託事業数の昨年度との比較はどのようなものか。</p>	<p>（回答①）</p> <p>平成 29 年度は、「看護研究の基本ステップ」を遠隔発信 3 カ所（発信先：県立総合医療センター・伊賀市立上野総合市民病院、紀南病院）で、それぞれの近隣施設（富田浜病院・名張市立病院・尾鷲総合病院）にも参加を募って実施を行いました。本学（発信元）での参加者（県立一志病院・松阪市民病院）を含めて受講者は延べ 449 人あり、本学まで距離のある施設の支援になっていると思います。</p> <p>その他の「施設単位看護研究支援」、「看護研究発表会支援」については、県内の病院、市町の保健所・保健センターなど約 150 箇所に募集案内を郵送しています。その結果、県内の広い範囲から申し込みがあるため、県内の一部の地域に偏ることなく支援活動が行えていると思います。</p> <p>資料「地域交流センター年報 平成 29 年度 Vol.20」89～98 頁もご参照ください。</p> <p>（回答②）</p> <p>平成 27 年 4 月に看護師等養成所の指定監督権限が国から県に移譲されました。そこで県が看護教員継続研修事業を立ち上げ、その研修を本学地域交流センターが平成 27 年度から 29 年度まで受託した事業です。</p> <p>「看護師等養成所教員」は県内の看護専門学校の教員で、「看護教員ラダー」は、看護専門学校の教員としての専門知識や能力を段階的に身につけられるように具体的目標が設定されています。</p> <p>追加資料「三重県版看護教員ラダー」の 2～3 頁に示す表 1 をご参照ください。</p> <p>平成 29 年度「看護教員継続研修事業」の受託事業では、資料（地域交流センター年報）の 70～73 頁に示す①看護教員継続研修検討会議の実施、②平成 28 年度の冊子作成、③集合研</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>「とてもよかった」、「よかった」と回答があった。</p>			<p>修の実施を行いました。</p> <p>(回答③) 平成 28 年度と平成 29 年度の受託事業は以下の通りでした。</p> <p>【平成 28 年度受託事業名】 ○三重県中堅看護職員実務研修事業 ○看護教員継続研修事業 ○不妊専門相談に関する事業 ○助産師（中堅者・指導者）研修事業 ○三重県新人助産師合同研修事業</p> <p>【平成 29 年度受託事業名】 ○三重県病院勤務の医療従事者及び看護職員認知症対応力向上研修事業 ○看護教員継続研修事業 ○不妊専門相談に関する業務委託 ○助産師（中堅者）研修事業 ○三重県新人助産師合同研修事業</p> <p>資料「地域交流センター年報 平成 28 年度 Vol. 19」55～74 頁、平成 29 年度 Vol. 20」89～98 頁に事業報告を掲載しています。</p>
23102	<p><多様な主体との連携による地域貢献の推進> 地域の課題解決や政策立案等に寄与するため、教員が専門性を活かし協議会の委員等として協力する。また、公開講座の開催や行政機関からの受託事業の実施等教員それぞれの専門分野を活かした地域貢献を推進する。さらに、平成 29 年度から開講する「認定看護師教育課程（認知症看護）」</p>	<p>平成 29 年度は、教員が専門性を活かし、県関係で 21 件、市町関係で 8 件の各種委員会、審議会、協議会等委員として協力し、県内の保健・医療・福祉の課題解決や行政機関の政策立案等に寄与した。</p> <p>本学で実施した 3 回の公開講座は、三重県、公益社団法人三重県看護協会、公益社団法人三重県医師会、津市教育委員会の後援を受けるとともに、第 1 回は三重県地域連携部スポーツ推進局、第 3 回はNHK津放送局及び社会福祉法人NHK厚生文化事業団中部支局との共催で実施した。本学以外で教員が出向いて実施した公開講座の共催は 8 件であった。</p>	IV	<p>(質問①) 認定看護師教育課程（認知症）の県内の受験生数を教えていただきたい。</p>	<p>(回答①) 平成 29 年度に実施した平成 30 年度の認定看護師教育課程（認知症）の県内の受験者数等は、以下の通りでした。</p> <p>出願者数 56 名 (県内：23 名、県外：33 名) 県内出願者率 41.0%</p> <p>受験者数 52 名※県外 4 名欠席 (県内：23 名、県外：29 名) 県内受験者率 44.2%</p> <p>合格者数 30 名 (県内：17 名、県外 13 名) 県内合格者率 56.6% 県内受験者合格率 73.9%</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
	<p>を着実に運営する。なお、本学が保有する知的財産については、実用化を目指して県内企業と連携しながら、事業を進める。</p>	<p>また、県からの委託を受け5件の事業を以下のとおり実施した。いずれの事業も好評を得られ、専門性の高い看護職者の育成に貢献できた。</p> <p>①病院勤務の医療従事者向け及び看護職員認知症対応力向上研修事業（192名参加）</p> <p>②不妊専門相談に関する委託事業（講演会（35名参加）、交流会（7名参加）及び不妊専門相談事業への支援（電話相談件数148件））</p> <p>③助産師（中堅者）研修事業（中堅助産師：65名参加）</p> <p>④新人助産師合同研修事業（新人助産師：104名参加）</p> <p>⑤看護教員継続研修事業（講演（3回）：209名、研修：30名参加）</p> <p>県内の医療機関からの要請を受け、平成29年度から認定看護師教育課程「認知症看護」を開設し、県内外から30名の研修生が9か月にわたりカリキュラムを消化し、全員が修了することができた。また、平成30年度からの研修生を募集し、56名から応募があり、県内17名、県外13名の計30名が合格した。また、認定看護師教育課程「認知症看護」は、文部科学省の「職業実践力育成プログラム」（BP）に申請し、認定された。</p> <p>医療機関との関係強化を図るために、県内の主な医療機関と連携協力協定を締結しており、平成29年度は新たに鈴鹿中央総合病院、市立伊勢総合病院の2病院と締結し、連携協力協定病院は合計10病院となった。</p> <p>本学の知的財産（心肺蘇生用足趾支持台）については、試作品が完成し、今後は実用化に向けて販路の確保等が課題となるため、8月に国立研究開発法人化学技術振興機構（JST）が主催する企業向け発表会に参加した。また、平成29年度は「知的</p>			

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		財産プロデューサー等派遣事業」に産学連携知的財産アドバイザーの派遣を申請し、選考された。			
23103	<p><地域住民等との交流の推進></p> <p>県民に看護や医療、健康等に関心を持ってもらうため、教員各自の専門分野を活かした出前講座やその他の講師派遣を行うとともに、本学主催の公開講座を実施する。</p>	<p>教員各自の専門分野を活かし各地域に出向く出前授業を 51 件、公開講座講師派遣を 8 件実施し、計 2,738 人の県民が参加した。参加者の満足度は平均 99%と高く、依頼者のニーズに応えるとともに、教員各自の研究教育等の成果を地域に還元することができたと考えられる。なお、例年、特定のテーマに要望が集中することから、原則、テーマ毎の実施件数の上限を 3 件とするなど、地域貢献と教員負担のバランスを取りながら事業を運営した。</p> <p>また、本学主催で公開講座を以下のとおり 3 回開催し、延べ 1,166 人の参加を得た。参加者の満足度は平均 96.9%であった。</p> <p>①第 1 回 平成 29 年 9 月 3 日 (日) : 「継続する力 ～スポーツで心も体も元気に～」 講師: スポーツコメンテーター 山本昌氏 参加者数: 500 人</p> <p>※本学教員による運動教室を 2 回開催し、計 30 名が参加</p> <p>※三重県地域連携部スポーツ推進局共催</p> <p>②第 2 回 平成 29 年 11 月 11 日 (土) : 「認知症予防について ～コグニサイズを楽しもう</p>	IV	<p>(質問①)</p> <p>「フレンテ祭り」「フレンテみえ」等についてご説明いただきたい。</p>	<p>(回答①)</p> <p>三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」は、男女共同参画社会推進のため、人材の育成や、情報の受発信など様々な取組を行っているセンターです。フレンテみえ登録団体の交流の場として毎年開催しているのが「フレンテまつり」です。</p> <p>本学は登録団体ではありませんが、毎年、三重県男女共同参画センターより「健康チェックのブース」の出展依頼があり、地域貢献活動として参加をしております。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>～」講師：国立長寿医療研究センター・予防老年学研究部 島田裕之部長 参加者：330人</p> <p>③第3回 平成30年1月27(土)：「目で見てわかる認知症ケア」 演目 「魚がない」「デイサービスに行かない」「病院に行ってきます」「虐待」 講師：獨協医科大学 看護学部 在宅看護学領域 六角僚子教授 寸劇：劇団いくり 参加者：336名 ※NHK津放送局、NHK厚生文化事業団中部支局共催</p> <p>地域住民との交流を推進する教員提案事業を14件実施し、延べ685人の参加が得られた。いずれの事業も概ね好評であった。</p> <p>平成29年度も、引き続き三重県総合文化センターで開催された「フレンテ祭り」に参加し、約300人の健康チェックや健康相談を実施し、県民の健康状態の把握や健康意識の向上に寄与することができた。また、新たにフレンテみえから要請を受け女性セミナー参加者の健康チェックを実施した。さらに、マタニティコンサートの草分けで、全国で公演活動をしている吉川久子マタニティコンサート協会からの要請を受け、本学で公演会を開催するとともに運営にも協力を行った。</p> <p>附属看護博物館は、平成29年度から第4期展示として「アルバム、教科書、看護器具から看護職者の歴史を振り返る」を開催し、年間149組の来館があった。また、平成30年度からは、附属看護博物館運営委員会を地域交流センター委員会として位置付けることとした。</p>			

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
23104	<p>＜卒業生への継続的教育＞</p> <p>平成28年度に分析が終了した卒業生調査の結果を踏まえつつ、卒業生がより参加しやすいような地域交流センター事業を企画・実施する。</p>	<p>平成29年度から地域交流センター事業として「卒業生支援構想プロジェクト」を立ち上げた。</p> <p>平成29年度は、同窓会と協力して卒業生代表者3名のキャリア形成などの活動報告をする講演会の開催を行った。</p> <p>同じく、卒業生の離職防止を図るため、卒業生同士が、仕事上の悩みなどを相談、共有できるよう「卒業生きずなネットワーク事業」を地域交流センター事業と位置付け、2回（5月と3月）の開催支援を行った。卒業生とのネットワークを強化するため、同窓会と協力・連携する連絡会議を定期的で開催した。</p> <p>「卒業生きずなネットワーク事業」は、延べ99名が参加し、100%が満足の結果であった。アンケート内容からは、今回の事業の取組（茶話会形式）を大学が行う卒業後の支援として希望する声が最も多く、この事業を継続する希望も多かった。</p>	IV		
<p>Ⅱ－3 地域貢献等に関する取組 (2) 国際交流に関する取組</p>					

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
23201	<p>＜国際交流の推進＞</p> <p>引き続き、国際交流協定を締結しているマヒドン大学やグラスゴー大学との交流を促進する。</p>	<p>国際交流協定を締結しているタイ王国マヒドン大学との交流については、平成29年6月5日から6月16日までの期間に3名のマヒドン大生が本学での研修に、平成30年3月12日から3月23日までの期間に国際看護学実習Ⅰとして4名の本学学生がマヒドン大学での研修にそれぞれ参加し、それらにより相互に交流を深めた。なお、本学から参加した4名全員が、文部科学省の平成29年度海外留学支援制度（短期派遣）を活用し、奨学金を受給した。</p> <p>平成27年度に国際交流協定を締結した英国スコットランドのグラスゴー大学との交流についても、2名のグラスゴー大生をマヒドン大生と同時期に受け入れることにより、本学学生、マヒドン大生及びグラスゴー大生との相互の交流を深めた。また、平成29年9月25日から10月6日までの期間には国際看護学実習Ⅱとして2名の本学学生がグラスゴー大学における研修に参加し、グラスゴー大学との交流を深めた。</p> <p>本学での研修は、来学したマヒドン大生及びグラスゴー大生からも好評で、本学に来学した学生によると、毎年、両大学でたくさんの研修希望者がいるようである。また、両大学からの研修生が本学に滞在している間に開催される交流会には平成29年度は40名前後の学生が参加し、実習後の報告会には延べ45名（H28 国際看護学実習Ⅰ：約20名（6月27日）、H29 国際看護学実習Ⅱ：約25名（11月7日））の学生・教職員が参加しており、本学でも両大学における研修は好評であった。</p>	IV	<p>（質問①） タイのマヒドン大学及びスコットランドのグラスゴー大学の本学での研修希望、本学の両大学での研修実施が、なぜ好評を博しているのかを把握したい。各大学が、語学的問題をどのようにして解決しているかも把握したい。</p> <p>（質問②） ハワイ大学での教員の海外研修、イギリスのロイヤルフリーホスピタルでの教員研修の具体的内容を把握したい。</p> <p>（質問③） 三重県の海外派遣研修に3年連続参加しているとあるが成果の反映のしかたは。</p>	<p>（回答①） 国際看護学実習における講義と見学の記録として本学実習生の学びと感想などを実習報告書としてまとめています。その中で、具体的にはスコットランドにおける高齢者ケアの特徴や心疾患の問題への対応などを学ぶことができた、日本にはない施設（Acute receiving や NITU など）の見学を行うことができたなど、非常に有意義であった旨の感想が述べられていました。</p> <p>また、マヒドン、グラスゴー両大学の本学での研修生も、講義や施設見学それぞれについての感想をまとめており、その中で、日本の医療制度やヘルスケアシステム、看護教育システムなどを学ぶことができたといった感想とともに、タイには特別支援学校がなかったり、グラスゴーでは学生は、入学時から学修する領域（成人）が決まっているため、小児の施設を見る機会がないので貴重な機会となった、という声もありました。</p> <p>なお、実習生は英語によるコミュニケーションが主であり、本学学生は実習前に看護に関する英単語の学習や英語で発表会用の資料を作成するなど、事前学習を行う一方で、本学教員が適宜サポートを行っています。</p> <p>（回答②） ①ハワイ大学 ハワイ大学での海外研修は、サバティカル・リーヴ決定者1名（講師）を対象として、平成28年8月末から約5か月間にわたり実施しました。その研修結果については、報告書に添付しました「紀要」（第21巻：2017年）の91ページから研修報告が記載してありますので、そちらをご参照ください。 ②イギリス ロイヤルフリーホスピタル 優れた海外の看護の取組を学び、国際的な視野をもって活躍できる看護職員のリーダーを育成することを目的として、三重県が実施した海外派遣研修に本学の教員（助手）1名が参加</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
	<p>教員活動評価・支援制度や他の制度を活用して、教員の海外研修を積極的に支援する。</p>	<p>教員活動評価・支援制度の結果の反映として、平成28年度にハワイ大学において実施した海外研修（約5か月間）についての学内での報告会（32人参加）を開催し、学んだことを学内で共有した。</p> <p>また、海外で開催された学会への参加者4人中3人が、教員活動評価・支援制度の結果、研究費の追加配分を受けた者であった。</p> <p>さらに、三重県が実施している「三重県の看護職員等の海外派遣研修」を活用して、本学教員1名がイギリスのロイヤルフリーホスピタルでの研修に参加し、イギリスにおける助産師教育などの取組を学んだ。本研修には3年連続して参加している。</p>			<p>しました。その概要は次のとおりです。</p> <p>期間：平成29年9月17日～23日 分野：がん看護、老年看護、周産期看護 周産期看護の研修内容 第1日：周産期病棟の見学 第2日：帝王切開、分娩期ケアの見学、ダウン症診断外来、ハイリスク妊婦の分娩管理 第3日：地域助産師の産後家庭訪問 第4日：周産期病棟の管理者ミーティングの見学 第5日：研修生プレゼンテーション（発表・討議） 第6日：英国在住日本人看護職員との交流</p> <p>(回答③) 海外派遣研修は、看護分野における国際的な視野を持ったリーダーの育成等を図ることを目的としており、基本的に参加教員の能力向上につながるものです。</p> <p>なお、県内の医療機関や看護師養成機関等の関係者を対象として、三重県庁で開催された海外派遣研修報告会（平成29年11月20日）には、参加教員の領域長である教員が出席しました。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
Ⅲ－１ 組織運営の改善に関する取組					
31101	<p><効率的で機動的な組織運営体制の維持> 新理事長の就任並びに常勤理事の交代により、新しい体制で法人及び大学の運営を行う。また、引き続き、学外の有識者が参加する理事会、経営審議会、教育研究審議会において十分な審議を行うとともに、新理事長がリーダーシップを発揮し迅速な意思決定や機動的な運営が行えるよう、副理事長及び新理事が補佐する。</p>	<p>平成 29 年 4 月から理事長及び学内理事（3 名）の交代、経営審議会、教育研究審議会の学外委員がそれぞれ 1 名交代するなど、一新した法人体制となり、教職員が一丸となって法人及び大学運営に努めた。</p> <p>大学運営については、理事長、副理事長、各理事が、月に 2 回程度、昼食時を利用して気軽に顔を突き合わせながら大学の方針等を確認・共有する機会を持つとともに、引き続き、同メンバーに加え事務局副局長や企画監、各課長を構成員とする企画運営会議を毎月定例的に開催し、協議、調整、情報共有を行うことにより迅速な意思決定を行った。また、理事会、経営審議会及び教育研究審議会において、大学経営、教育研究、地域貢献などについて熱心に審議及び意見交換が行われた。</p> <p>法人の審議機関である教育研究審議会の運営については、法人化以来、重要な案件を審議する定例的教育研究審議会には学外委員の出席を依頼する一方で、不足教員補充のための募集や学外協力者の委嘱など年間を通じて審議が必要な案件については、適宜、学内の委員で審議し、審議結果を次の学外委員の出席する審議会で報告・了承する、というような学外委員の負担を勘案した柔軟な運営を行ってきたが、広く意見を得るため、全ての教育研究審議会に外部委員の出席を求める運営とした。</p> <p>理事長の裁量経費として、全教職員が大学にとって必要と思われることを自由に調査・検討できるように「実現可能性調査検討事業」を予算計上し、延べ 35 名の教職員が参画して自由な発想のも</p>	IV	<p>(質問①) 平成 29 年度における大学運営の活性化は、理事長・学内理事の交代、経営審議会・教育研究審議会における学外委員のそれぞれ 1 名ずつの交代による法人体制の一新による以外に、以下の 2 つの組織的改変が行われたことによると考えてよいのか？</p> <p>[1]理事長の裁量経費として、全教職員が大学にとって必要と思われることを自由に調査・検討できるように「実現可能性調査検討事業」を予算計上し、延べ 35 名の教職員が参画して自由な発想のもと調査・研究を行ったこと。</p> <p>[2] 高大接続事業を含め学生募集から入試に至るまでの業務を企画情報担当理事の所管としたことで、一体的に事業が展開でき、指定校推薦や地域枠の設定など新たな入試制度をスムーズに実施できたこと。</p> <p>(質問②) 理事長裁量経費での実現可能性調査検討事業ではどのような内容を行ったか。</p>	<p>(回答①) お示しいただいたとおりです。 なお、記述してあるとおり、学内理事が月に 2 回程度、昼食時を利用して気軽に顔を突き合わせながら大学の方針等を確認・共有する機会が、大学の方向性や取組を考える機会の一つとして機能しつつあります。</p> <p>(回答②) 実現可能性調査検討事業については、①保健師と学生の交流事業、②県外出身者県内就職率向上事業、③学生食堂有効活用事業、④実習出張時の高速道路利用にかかる課題調査事業、⑤出張一日みかん大生 in 東紀州、⑥バイク置場設置事業、⑦学割証自動発行機設置事業、⑧県内就職率向上取組にかかる調査及び三重県への提案事業、⑨本学学生の通学にかかる実態調</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>と調査・研究を行った。その中には、保健師の就職を希望する学生に対して先輩保健師との交流を行うなど具体的な事業になったものもある。</p> <p>さらに、理事の業務内容についても見直しを行い、高大接続事業を含め学生募集から入試に至るまでの業務を企画情報担当理事の所管としたことで、一体的に事業が展開でき、指定校推薦や地域枠の設定など新たな入試制度をスムーズに実施できた。</p> <p>なお、平成 29 年度の理事会等の審議事項件数及び主な審議内容は次のとおりである。() は平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会：審議事項 17 件 (14 件) ・経営審議会：審議事項 14 件 (16 件) ・教育研究審議会：審議事項 18 件 (11 件) <p>[主な審議内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度業務実績報告、平成 30 年度計画 ・平成 28 年度決算 ・平成 29 年度補正予算、平成 30 年度当初予算 			<p>査事業、⑩県内医療機関等の看護職者を対象とする共同研究助成事業の実現可能性調査の 10 項目の検討を行いました。</p> <p>検討の結果、⑤は平成 30 年度に実施、①は実施を検討、⑦は実施しないこととし、その他の事業は継続検討が必要としています。</p> <p>参考資料として「平成 29 年度 実現可能性調査検討事業結果報告書概要」を配布します。</p>
31102	<p><戦略的な法人運営の確立></p> <p>文部科学省や一般社団法人公立大学協会が主催する会議等に積極的に参加し、国や他大学の動向等の情報収集に努め法人運営に活用する。</p>	<p>本学の法人運営等に活用するために、文部科学省や公立大学協会等が主催する会議等に理事長をはじめとする役員や教職員が参加し、国や他大学の動向等について情報収集に努めるとともに、その内容については、助教・助手も参加した拡大教授会で情報共有に努めた。また、6 月に SD*研修の一環として、公立大学協会の事務局長を講師に「公立大学の現状と課題」と題して講演会を開催し、当日は、事務職員に加え多くの教員も参加し、公立大学の課題などについて、より深く理解することができた。</p> <p>学長及び事務局長が、実習施設を所管している 15 の市町長や 10 の連携協力協定病院長等を訪問し、本学の教育の考え方を伝えるとともに県域に</p>	IV	<p>(質問①)</p> <p>戦略的な法人運営を確立することが可能となったのは、次の 3 つの全学的活動によるところが大きいと考えてよいか。</p> <p>[1] 文部科学省や公立大学協会等が主催する会議等に理事長をはじめとする役員や教職員が参加し、国や他大学の動向等について情報収集に努めるとともに、その内容については、助教・助手も参加した拡大教授会で情報共有に努め、その一環として、公立大学協会の事務局長を講師に「公立大学の現状と課題」と題して講演会を開催し、事務職員に加え多くの教員も参加し、公立大学の課題などにつ</p>	<p>(回答①)</p> <p>お示しいただいたとおりです。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>における医療や医療施設の状況、市町の取組について意見交換を行った。</p> <p>平成 29 年度は、入試改革や大学教育のあり方を含めた高大接続に関する見直しに的確に対応できるよう事務局の組織体制を 3 課から 2 課に見直し、入試改革や大学教育のあり方について、より連携しながら業務を行うことができる体制とした。</p> <p>【主な会議等への参加状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学協会定時総会…学長・事務局長参加 ・ 東海北陸地区協議会（文部科学省共催）…学長・事務局長参加 ・ 国立大学振興議員連盟（公立大学特別委員会）…事務局長参加（2 回） ・ 学長会議…(2 回) ・ 事務局長等連絡協議会…事務局長参加 ・ 日本看護系大学協議会社員総会 … 学長・学生部長参加 ・ 副学長等協議会・事務局長等連絡協議会共通・課題別分科会（次の分科会に担当理事等参加） （教育改革分科会／入学者選抜分科会／研究促進分科会／地域連携分科会） ・ その他、公立大学協会が主催する公立大学職員対象の各種研修に、必要に応じて参加 		<p>いて、より深く理解することができたこと。</p> <p>[2] 学長及び事務局長が、実習施設を所管している 15 の市町長や 10 の連携協力協定病院長等を訪問し、本学の教育の考え方を伝えるとともに県域における医療や医療施設の状況、市町の取組について意見交換を行ったこと。</p> <p>[3] 入試改革や大学教育のあり方を含めた高大接続に関する見直しに的確に対応できるよう事務局の組織体制を 3 課から 2 課に見直し、入試改革や大学教育のあり方について、より連携しながら業務を行うことができる体制としたこと。</p>	
31103	<p><内部監査の推進></p> <p>「内部監査実施要項」に基づき、公的研究費、会計処理及び業務運営等幅広い分野で監査を計画的に実施し、不断の改善につなげる。</p>	<p>平成 28 年 9 月に発表された三重県公立大学法人評価委員会の「平成 27 年度業務実績に関する評価結果」において、「監査の対象は財務、物品、科研費、旅費システム等に止まり、組織、運営、人事労務、安全衛生に及んでいないが、さらなる内部監査機能の充実を要望したい」との意見が出されたことを受けて、監査対象について見直しを行う必要があった。また、過去の内部監査では、財務</p>	IV	<p>(質問①)</p> <p>平成 28 年 9 月に発表された本学公立大学法人評価委員会提言による監査対象の範囲の抜本的拡大の核心は、当該年度だけでなく、中期目標期間内において監査のテーマが一巡できるよう、カテゴリー間のバランスを考慮した中長期の監査計画を策定したこと、この計画に基づき、平成 29 年度は、①公的研究費、②規程、細則等の整備・運用状況、③ハラスメント対策、④学生及び教職員の健康管理に</p>	<p>(回答①)</p> <p>平成 28 年 9 月の県公立大学法人評価委員会の意見を真摯に受け止め、内部監査の対象を見直しており、その内容はお示しいただいたとおりです。</p> <p>(回答②)</p> <p>健康管理は、学生及び教職員に関わる事項で、安全衛生管理上の重要な課題であることか</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>に監査の重点が置かれ、教育・研究、学生支援、オペレーションの категорияに係る監査が十分でなかった。</p> <p>そこで、当該年度だけでなく、中期目標期間内において監査のテーマが一巡できるよう、カテゴリー間のバランスを考慮した中長期の監査計画を策定した。この計画に基づき、平成 29 年度は、①公的研究費、②規程、細則等の整備・運用状況、③ハラスメント対策、④学生及び教職員の健康管理について、内部監査を実施した。「要改善」や「意見」を述べた事項については、担当課等に今後の対応（改善）等について報告を求め、その状況等を適宜確認することとした。そのうち、「規程、細則等の整備・運用状況」の監査に伴い明らかとなった早急に改正する必要がある規程については、一括して改正を行った。また、ハラスメント対策及び健康管理の監査において、リスクマネジメントの構築が今後の課題であることが明らかとなったため、業務方法書の変更に伴う内部統制体制の整備にあわせて検討を進めることとした。</p> <p>なお、平成 28 年度内部監査の指摘事項に係る対応として、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準等を整備した。</p> <p>〔補足資料：公立大学法人三重県立看護大学内部監査 中長期監査計画〕 〔補足資料：公立大学法人三重県立看護大学 業務方法書〕 〔補足資料：三重県立看護大学電子情報安全対策基準情報セキュリティ基本方針〕</p>		<p>について、内部監査を実施したことにある、と考えてよいのか。</p> <p>(質問②) 健康管理の監査について、具体的な内容を教えていただきたい。</p>	<p>ら、その執行状況を確認し、さらなる改善へつなげる必要があるため、健康管理をテーマとして内部監査を実施しました。</p> <p>具体的には、職員安全衛生管理、こころの定期健診、健康相談、学生健康管理等に関する資料の提出を求めた上で、安全衛生管理者、保健室担当者及び事務担当者のヒアリングを行い、執行状況等の確認を行いました。</p> <p>その結果、学生の健康管理については、学生の身になって、満足度が向上するようきめ細かく対応しており、学生一人ひとりの健康を管理するとともに、実習に向けたワクチン接種にも適切に対応していることが確認できました。</p> <p>また、教職員の健康管理については、概ね適正に執行されているものの、過重労働など健康リスクが高い教職員、メンタル疾患等による長期休職者等に対する対応方針が不明確で、ケースバイケースで対応していることが課題であると確認しました。</p> <p>監査結果を踏まえ、「助言」として、過重労働者、メンタル疾患等による長期休職者等の発生を大学の運営リスクととらえ、リスクマネジメントの観点から対応方針を決定することが望ましく、学生のメンタルヘルスケア等も含め、健康管理に関するリスクマネジメントを構築することを提案しました。</p>

Ⅲ－２ 人事の適正化に関する取組 (1) 人材の確保

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
32101	<p><適切な人材マネジメントの実施></p> <p>教員のモチベーションの向上や活動の促進につなげるため、教員活動評価・支援制度と勤勉手当の傾斜配分を行うための評価制度について、見直しを行う。</p>	<p><u>本学が運用してきた2つの評価制度である「教員活動評価・支援制度」と「勤勉手当を配分するための評価制度」については、関係性を整理する必要があるとの認識のもと検討を進めた結果、「勤勉手当を配分するための評価制度」は、評価指標や評価基準が明確ではないなど評価制度としては十分ではないなどの理由により、期末手当の配分についても、教員活動評価・支援制度の評価結果(単年度)を活用することとした。</u></p> <p>また、「昇任申請の基準」については、平成28年度の改正として、研究業績の要件である「学術掲載論文及び学術書の合計数」について、対象者を看護専門職に限定して5年間の時限措置を講じたことや、従来から、医療機関や企業における管理職経験を研究業績とみなすこととしていることなど複雑な運用となっていたため、他学の状況なども参考に、論文等の質を担保しつつ論文数については少なくするなど、簡素で運用し易い昇任基準に見直した。</p> <p>なお、教員の採用時には、採用選考に係る審査基準が未整備であったことから「昇任基準」を準用してきたが、今回の昇任基準の改正を機に、「採用選考に係る審査基準」を新たに整備した。</p> <p><u>教員定数については、従来の「地域在宅看護学」(教授定数1名)を、「在宅看護学」(教授定数1名)と「公衆衛生看護学」(教授定数1名)とするとともに、病院との人事交流定数を助手3名とするなど領域や職位ごとの職員定数を明確にした。</u></p>	IV	<p>(質問①)</p> <p>32101の最初の6行の文章がやや難解であるので、「教員活動評価・支援制度」、「勤勉手当を配分するための評価制度」、「期末手当の配分制度」の関係が理解しやすいように、文章を整理していただきたい。</p> <p>(質問②)</p> <p>32101の最後の4行の文章がよく整理されていないため、従来の「地域在宅看護学」(教授定数1名)→改革後の「在宅看護医学」(教授定数1名)・「公衆衛生看護学」(教授定数1名)との関係がわかりにくい。文章を整理していただきたい。</p> <p>(質問③)</p> <p>教員活動評価支援制度の評価結果を期末手当の配分にも活用することとしたとあるが、だれが評価者となっているか。</p>	<p>(回答①)</p> <p>最初から9行目までを次のように修文します。</p> <p>【変更後】</p> <p>「本学では2つの人事評価制度を運用してきた。一つは、法人移行時に大学と県により合意した法人の基本方針の一つである「教員の人事・評価は、教員の業績が適切に評価され、評価結果が人事、給与、研究費へ反映される制度を導入する。」に基づき導入した「教員活動評価・支援制度」である。評価項目や評価基準は「教育」、「研究」、「大学経営」、「地域貢献」の4分野において、数値で把握される活動業績である「定量評価」と職位ごとに期待される人材像に基づく「定性評価」からなる。3年間の評価結果は、教員合意の下、研究費に反映し給与へは反映しないものとされた。</p> <p>「教員活動評価・支援制度」が一定、定着した法人化の3年目に「勤勉手当を配分するための評価制度」を導入した。「教員活動評価・支援制度」が給与に反映しないことを前提にしていたことから、この制度とは別の評価制度として運用することとなった。このため評価方法については、評価分野は4分野と教員活動評価・支援制度と同様であるものの、評価項目や評価基準は設定せず定性評価のみで行い、1年間の評価結果を勤勉手当の配分に反映するものであった。</p> <p>これらの2つの制度は、評価方法や評価結果の反映の仕方に違いがあり、制度の導入の経緯もあったため、これまで一定の期間にわたり維持されてきてはいたものの、2つの評価業務が重複しており負担になるなどの声もあった。また、評価委員会からも関係性についての意見を求められていたことから、これらの制度の運用について学内で検討を重ねた。</p> <p>その結果、「教員活動評価・支援制度」については現状のとおり運用する。「勤勉手当を配分するための評価制度」については、評価方法</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
					<p>の評価項目や評価基準が明確ではないなど評価制度としては十分ではないことから現状の定性評価方法に替えて、「教員活動評価・支援制度」の評価方法を採用し、勤勉手当の配分には、その単年度の結果を用いる制度に見直した。」</p> <p>(回答②) 最後6行を次のように修文します。</p> <p>【変更後】 「教員定数については、領域や職位ごとに定数を明確にした。</p> <p>① 「在宅看護学」と「公衆衛生看護学」は、定数上は「地域在宅看護学」として、教授定数を1名としてきたが、教育内容が2つから構成されていることの負担や地域包括ケアシステムなど社会情勢に対応する教育に重点を置いていくとの考え方から、「在宅看護学」と「公衆衛生看護学」のそれぞれに教授定数を1名配置するよう充実させた。</p> <p>② 病院との人事交流については、定数を明確に決めていなかったが、助手定数を3名と設定した。」</p> <p>(回答③) 評価は、第一次評価と第二次評価からなります。 第二次評価者は学長であり、学長は第一次評価者である被評価者の上位教員（領域の長（教授等））による第一次評価を確認し、最終的な評価を確定します。なお、被評価者が教授の場合は、学長による一次評価により評価が確定されます。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
32102	<p><教員の確保> 優秀な教員を確保するために、教員採用に関する情報を幅広く発信するとともに、本学の教育理念・教育目標が達成できるよう、多様な雇用形態を活用し、必要な教員数を確保する。</p>	<p>教員の採用、昇任等に関し、次のとおり取り組んだ。</p> <p>①広く人材を集めるために、教員の採用基準の一つである研究業績の論文については、論文数を少なくするとともに、研究の質の担保として筆頭・査読を要件にするように見直した。(平成30年4月1日から施行)</p> <p>②教授の職位は大学運営に及ぼす影響が大きいことから、内部昇任の対象を「准教授」以下の職員にし、「教授」の職位は公募とするよう見直した。(平成30年4月1日から施行)</p> <p>③教員採用については、研究者人材データベース・大学ホームページを活用して、公募を行った。平成29年度は11件を公募したところ、25名の応募者があり、平成30年4月1日付けで7名を採用した(平成28年度：9件公募、7名応募、4名採用)。また、助教1名を平成30年4月1日付けで講師に昇任させた。</p> <p>④多様な雇用形態としての「高大連携特任教授」「地域連携特任教員」の任用制度を継続するとともに、平成29年度末に任期満了となった地域連携特任教員2名については、新たに2名を採用した。</p> <p>⑤連携協力協定病院の9病院のうち3病院と人事交流(1年間)を行い、3名の職員を本学の助手として受け入れるとともに、平成29年度から三重県病院事業庁と派遣協定を締結し、1名を講師として受け入れた。病院側では臨地での看護教育の質の向上及び看護研究の活性化につながり、本学においても教育活動の充実となっている。</p> <p>⑥臨地教育の指導体制の充実を図るため、臨地実習の指導等に協力いただける実習協力機関の優</p>	Ⅲ	<p>(質問①) 現在、平成29年度の諸措置によって、三重県立看護大学の教員数は確保されているのか。どのような課題が残っているのか。</p> <p>(質問②) 人事交流による受け入れ教員の人選のしかたについての具体取り決めはあるのか。</p>	<p>(回答①) 平成30年5月1日現在の教員数は57名(派遣1名、人事交流3名、業務職員4名を含む)であり、前年同期比で3名増加しています。しかしながら、教員定数は59名であり、定数を充足していない状態が続いています。これは、全国的に看護系大学・学部の新増設が続いており、看護系教員の確保が困難となっていることも要因の一つと考えています。 今年度も、3領域で5名の教員を公募する手続を進めており、必要な教員数を確保していきたいと考えています。</p> <p>(回答②) 具体的な取り決めはありませんが、連携協力協定締結病院等を対象として、人事交流の希望者を公募し、希望者の中から本学で選考しています。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>れた医療人に臨地教授等の称号を付与した。また、臨地教授等の称号付与の対象者として新たに大学院における臨地実習の指導等に関わる者を追加した。</p> <p>(参考) () は平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高大連携特任教授 2 名 (2 名) ・地域連携特任教員 3 名 (3 名) ・人事交流 3 名、派遣 1 名 (人事交流 3 名：うち 1 名は H28.9 まで) ・臨地教授等 22 名 (14 名) 			
32103	<p><事務職員の確保></p> <p>法人・大学運営の専門性、特殊性等にも的確に対応できるよう長期的視点に立って、大学固有職員の採用を行うとともに、県からの派遣職員及び契約職員等を適材適所に配置する。</p>	<p>固有職員については、専門性の向上、継続性の確保等の的確な法人運営の観点から、当面、最大 5 名程度まで職員を配置するとの採用の考え方のもと、一般公募による採用試験を実施した結果、平成 30 年度から 1 名を採用し、固有職員は 4 名となった。</p> <p>法人固有職員や県派遣職員は、大学経営の専門性や特殊性に配慮して配置し、契約職員、派遣会社からの派遣職員は、蓄積した専門的なノウハウの活用の観点や育休代替等を考慮し配置した。</p>	III	<p>(質問①)</p> <p>三重県立看護大学の正規の事務職員は、基本的には、法人固有職員と県派遣職員の二種類に分けられるのではないのか。また分類のポイントは法人固有職員が公立大学運営の専門性や特殊性に習熟した能力を有し、県派遣職員が地方自治体の運営に習熟し、その能力を有することにあるのではないのか。</p> <p>契約職員や派遣会社の事務職員は、県立看護大学の事務職員ではなく、県立看護大学の非正規職員であり、ごく限られた分野の処理能力を有するものではないのか。</p> <p>事務職員の位置づけが根本的に間違っているのではないのか。</p> <p>(質問②)</p> <p>事務職員の固有、県派遣、契約、派遣業者からの派遣の人数と割合を教えてください。</p>	<p>(回答①)</p> <p>法人の事務職員は、「正規職員（法人固有職員、県からの派遣職員）」と「非正規職員（契約職員、民間派遣会社からの派遣職員）」で構成されています。</p> <p>正規職員は、業務責任を負う者として、法人や大学の主要な業務を担っています。お示しいただいたとおり、法人固有職員は、大学経営の専門性や特殊性に配慮し、関連する能力を習得・発揮できるよう配置し、県派遣職員は、地方自治体の事業実施、組織運営等の経験を生かし、そのノウハウを大学経営に反映すべく配置しています。</p> <p>非正規職員は、事務局の業務の中で「定型的な業務や補助的な業務」や「定型的ではあるが一定の判断が求められる業務」である、例えば、窓口業務、高校生に対する PR 業務、研究費の支援業務、郵便物の仕分けやデータ入力業務などを担うため雇用しており、それぞれの業務において専門性を蓄積し発揮できるよう配置しています。また、一定の業務責任はありますが、責任体制は正規職員となっています。</p> <p>それぞれの職種や職員の特性を生かし、事務局一丸となって業務に取り組むことが出来るよう職員を配置しています。</p> <p>(回答②)</p> <p>各職員の人数と割合は次のとおりです。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
					<ul style="list-style-type: none"> ・固有職員 4名 16.7% ・県派遣職員 11名 45.8% ・契約職員 6名 25.0% ・派遣会社からの派遣職員 3名 12.5%
Ⅲ-2 人事の適正化に関する取組 (2) 人材の育成					
32201	<p><教員の育成と能力向上></p> <p>教員活動評価・支援制度を適切に運用するとともに、FD*活動及び平成29年度から義務化されるSD*活動を通じ、教員の人材育成を行う。教員活動評価・支援制度と勤務手当の傾斜配分を行うための評価制度について継続的に見直しを図る。</p>	<p>教員活動評価・支援制度の適切な運用のため、評価制度について、次の見直しを行い平成29年度の評価から適用することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、定量評価の占める割合が60%、定性評価の占める割合が40%であったものを、定量評価分の頭打ちを緩和するため、定量評価分を65%、定性評価分を35%の割合とした。 ・助手の大学運営に果たす役割を適切に評価できるよう大学経営における比重を10%から5%にし、減らした5%分は、自由配分比重を20%から25%にした。 <p>FD*・SD*活動として、研修会等に次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月21日：「公立大学の現状と課題」 (講師：公立大学協会事務局長、全教職員を対象) ・9月4日：教育コロキウム* ・9月13日・21日：研究費不正防止研修会 ・10月10日：「経営分析の仕方・決算書の見方」 (講師：あずさ監査法人公認会計士) ・11月8日：ハラスメント研修 (講師：三重大学学生総合支援センター講師) ・3月5日：「カリキュラムリストやカリキュラムマップの有効な表現や使い方」 (講師：愛媛大学教授) ・3月20日：高大接続シンポジウム (基調講演講師：福岡県立大学理事長・学長) 	Ⅲ	<p>(質問①)</p> <p>定量評価・定性評価という区分は、教員評価の正式な用語と考えてよいのか。三重県立看護大学だけに通用する便宜的用語ではないか。</p>	<p>(回答①)</p> <p>本学では、評価方法として、業績を数値で表せるものを「定量評価」、数値で表せないものを「定性評価」として使用しています。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		(関連項目 21201、21202)			
32202	<p><事務職員の育成と能力向上> 育成支援のための評価制度に基づき職員の評価を行うとともに、外部及び内部の研修への積極的な参加を促し職員の育成を行う。</p>	<p>事務職員については、平成23年度から導入した「三重県立看護大学事務局育成支援のための評価制度」を適切に運用した。</p> <p>評価項目は、職務遂行、チームワーク、能力、意欲の4領域である。5月に期首面談を実施し目標を定め、9月に中間面談、2月に期末面談を行い育成の支援を行った。</p> <p>全事務局職員の資質及び能力向上を図るため人材育成に努めた。SD*活動として、公立大学協会や文部科学省の研修会を中心に積極的に参加できるよう支援を行うとともに、平成29年度から人権意識を高めるために津地域防災総合事務所が実施するミニ人権大学に積極的に参加させた。また、事務局職員を対象としたOJTを11回開催し、事務局職員としての基礎的な知識の習得を支援した。</p> <p>特に、看護学科単科の事務職員の基礎知識として、初めて、「看護について」の学長からの研修の機会(1回)を開催した。SD*研修会にも積極的に参加するよう支援した。その他の研修内容は、経営分析の仕方・決算書の見方(1回)、法令(3回)、簿記(6回)であった。なお、法令及び簿記については、質問形式の研修であり、理解度を確認しながらのものとし、共通する課題については事務局内での共有を図った。</p> <p>(参加した主な研修)</p> <p>【学外】公立大学に関する基礎研修、教務事務セミナー、公立大学法人会計セミナー、公立大学中堅職員研修、実務担当者向け財務会計研修、大学財務セミナー、地震防災セミナー、文教施設セミナー、著作権</p>	III	<p>(質問①) 平成23年度から導入した「三重県立看護大学事務局育成支援のための評価制度」の評価項目は、職務遂行、チームワーク、能力、意欲の4領域だとされるが、この4領域は、公務員、民間の会社員など、どの職場にも適用できる極めて便宜的なものではないのか。</p> <p>たとえば、津地域防災総合事務所が実施するミニ人権大学で付与される人権意識や、学長が研修で述べられる看護という業務の固有性など、公立看護大学職員に不可欠の能力の評価は、この4領域にはない。「三重県立看護大学事務局育成支援のための評価制度」自体が非常に不備なのではないか。</p>	<p>(回答①) 「三重県立看護大学事務局育成支援のための評価制度」は、職員全体の意欲・能力の向上と職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成による組織力の向上を目指して実施しており、人材育成やチームワークの向上に力点を置いています。</p> <p>また、職員一人ひとりが、自らの強み・弱みを的確に把握し、上司の指導・助言を得ながら能力を向上させるとともに、自らの現状に関する「気づき」を促すため、年間3回の面談を行い、十分な意見交換に努めています。</p> <p>4領域はさらに細かく区分しており、「職務遂行」は、職務遂行及び人材育成、「チームワーク」は、協調性及びコミュニケーション、「能力」は、知識・技能・情報収集力、調整力、発信・説明力、企画・計画力及び指導力、「意欲」は、積極性及び責任感・執務態度について、評価しています。</p> <p>さらに、職位に応じて、望まれる能力や行動例など評価の視点を変更し、個人の特性に即した柔軟な評価を行い、きめ細かく対応しています。</p> <p>人権意識、看護業務の固有性に対する理解等、公立看護大学職員に不可欠な能力についても、評価において考慮に入れるとともに、職員が習得できるよう研修を実施しています。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		セミナー、APシンポジウム、教育改革 国際シンポジウム、奨学金研修会 など 【学内】 事務局職員研修、人権研修、大学運営教 職員研修会、ハラスメント研修、カリキュラム研 修 など			
Ⅲ-2 人事の適正化に関する取組 (3) 服務制度の充実					
32301	<服務制度の充実> 教員勤務実態調査、教 員・職員満足度アンケート 及び教職員ストレスチェッ ク*を継続的に実施し、それ らの課題等についての具体 的な取組方針を定める。	裁量労働制を適用している教員の勤務実態につ いては、6月及び11月に調査を行い、この調査結 果は、各領域（講座）の教授等に適宜フィードバ ックし、マネジメント資料として活用した。ここ 数年総勤務時間は減少傾向にある。 夏季休暇の取得を促進するため、7月から9月 までの時期に業務の多忙な課があることから、夏 季休暇取得期間の始まりを7月から1か月前倒し し、6月から9月まで取得できることとした。そ の結果、6月に、事務局では7人13日、教員では 2人2日の取得があった。 教員満足度アンケート結果については、100点満 点で平成29年度は55.9点と平成28年度に比べて 8.2点上昇した。特に、「現在の仕事にやりがい を感じますか」については、3.5点から3.7点となり、 通勤時間の満足度に次いで2番目の高さとなっ た。職位ごとでは「教授」グループは、52.0点→ 60.1点と8.1点上がり、「准教授・講師」グルー プは、46.1点→54.7点と8.6点上がり、「助教・ 助手」グループは46.1点→54.5点と8.4点上昇し た。 職員満足度アンケート結果については、100点満 点で平成29年度は70.7点と平成28年度に比べて	Ⅲ	(質問①) 職員満足度アンケートで、「必要な情報が 確実に伝えられていること」という項目が非 常に低くなっていることについて、どのよう に考えているのか。 職員ストレスチェックにおいてどのような セグメント（項目？）においてストレス度 が高かったのか。	(回答①) 「必要な情報が確実に伝えられているか」の 点数が低かったことは、職場のマネジメントと して大きな課題であると捉えています。 職員満足度アンケートの自由記載では、「情 報共有の機会が少ない」「会議、委員会等に関 する情報が少ない」等の意見が出されています ので、法人会議、教授会、企画運営会議等、重 要な会議の情報を職員に提供し、情報共有して いきます。 また、職員と適切に情報を共有し、必要な情 報を伝達するため、管理職員及び各課長が集ま る会議を毎週開催するとともに、必要に応じ、 職員全員が参加する課内会議を開催します。 さらに、早急に伝達すべき情報については、 メールで発信し、速やかに共有していきます。 ストレス度が全国標準より高くなった属性 はありませんが、教職員ストレスチェックでス トレス度が比較的高かった属性は、性別では女 性、年齢別では40歳台、教職員の別では教員、 教員の職位別では准教授・講師でした。 なお、組織全体としては、健康との関連が深 い4つのストレス要因（仕事の量的負荷、仕事 のコントロール、上司の支援、同僚の支援）の いずれにおいても全国標準よりストレス度が 低くなっています。

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>6.2点上昇した。全17項目中14項目で上昇し、特に、「仕事を進めていくうえで相談できる人がいると思うか」0.9点(3.4→4.3)、「ハラスメントを許さない雰囲気があると思うか」0.8点(2.9→3.7)、「職場の環境は快適だと思うか」0.7点(3.7→4.4)は、大きく上昇した。下がった3項目は、「通勤時間が適度の負担ではない範囲だと思うか」▲0.4点(3.6→3.2)、「現在の総労働時間は適度と思うか」▲0.4点(4.0→3.6)、「職場では休暇が取りやすいか」▲0.2点(4.0→3.8)であり、また、一番低い項目は「必要な情報が確実に伝えられているか」3.1点であった。下がった項目や低い項目については、改善していくこととした。</p> <p>教職員ストレスチェック*結果については、健康リスク及び職場全体のストレス度は平成28年度同様、全国標準より低く、また平成28年度と比べても改善傾向が見られた。ただし、一定のセグメントや個人においてはストレス度の高低があるため、平成30年2月14日に衛生委員会主催で「職場環境改善によるストレス対策」(学内准教授が講師)を開催し、30名の参加があった。</p> <p>なお、平成29年度は、職員が休暇中に道路交通法違反で逮捕される事案が発生し、年度途中で派遣元の県へ身分が移された。再発防止のため全教職員に交通ルールの順守を徹底した。</p>			
Ⅲ-3 事務等の効率化・合理化に関する取組					

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
33101	<p><適正な業務運営></p> <p>連携強化と業務の効率化を図るために平成29年度当初に行った事務局組織改正について、円滑な業務運営ができるように努める。合わせて、事務処理手順の継続的な見直しとともに、必要に応じて事務の電子化や簡素化により業務の効率化を図る。</p>	<p>高大社接続などの新たな業務の増大や事務局各課間の密な連携が要請されていることから、事務局内の連携強化と業務の効率化を図るため、事務局組織を3課体制（総務課、企画広報課、教務学生課）から2課体制（教務学生課、企画総務課）に改編し、教務学生課を学生募集から入試業務まで一貫性を持った体制とした。その結果、予定されていた指定校推薦入試の導入・運用にあたって、高大接続事業の高等学校側窓口と連携して説明会や意見交換会を行うなど、円滑に業務を進めることができた。また、入試業務のうち、人員を要する作業を平準化することにより効率的に事務を行うことができた。さらに、平成29年4月から、受験生（高校生）を対象とした情報発信手段をメールマガジンからLINEに変更し、より高校生に身近な媒体を活用するよう取り組んだ。</p> <p>学外者の体育施設使用手続については、使用者側については、使用料納付時において、来学した上で現金を納付する必要があるなどの負担があること、貸し出す法人側としては、休日・夜間使用において、実際の使用状況の的確な確認が困難であったことや、未収金が発生した場合の適切な時期における督促手続の開始が十分でない状況であったことから、事務手続を見直し、使用者は、来学せずに口座振込による納付が可能となるよう、また、法人側は、使用者からの使用報告書提出による使用状況の把握や、請求書の納付期限の管理による督促手続の開始ができるよう、事務の確実化や簡素化に取り組んだ。（平成30年4月1日施行）</p> <p>〔補足資料：平成30年度事務局組織体制〕</p>	IV	<p>(質問①)</p> <p>教務学生課が学生募集から入試業務まで担う体制で、企画情報理事が担当するとあるが、組織上問題はないか（教務学生課は学生部長のラインにあるため）。</p>	<p>(回答①)</p> <p>従来、事務局の二つの課（企画広報課と教務学生課）で所管していた学生募集、入試、入学準備教育の一連の高大接続の業務については、シームレスに遂行される必要があるため、各課の体制や業務を再編し一つの課（教務学生課）の業務としました。</p> <p>これに併せて、理事の所管についても、従来は企画情報担当理事（メディアコミュニケーションセンター長）と教学研究担当理事（学生部長）が担当していた業務の責任体制を企画情報担当理事1人の担当とし、事務局の業務体制と理事の担当を整合させて円滑な業務遂行が出来る体制としました。</p>

IV-1 自己収入の確保に関する取組

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
41101	<p><自己収入の確保> 自己収入を確保するため、引き続き、情報収集や検証を行う。授業料については、国公立大学の状況や社会経済情勢等の把握に努め料金水準を検討する。また、施設の貸出については、適宜、適切な利用料金を検証する。</p> <p>MCNレポートについては、継続的に広告料収入が獲得できるよう医療機関等を中心に周知を行い、広告主の確保に努める。さらに、新たに開講する「認定看護師教育課程（認知症看護）」に関する収入を確保するとともに、修学支援の財源とするための寄付金を広く募る。</p>	<p>国公立大学全般の授業料改定の動きがなかったため、引き続き授業料等は据え置くこととした。</p> <p>また、施設の貸出については、平成28年度に固定資産の評価替えに伴い使用料の見直しや、電気料金の値上げを反映した冷暖房費の見直しを実施したことから、平成29年度は据え置くこととし、平成29年度の収入額としては以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度施設貸出料 1,485千円 (平成28年度 1,361千円) <p>MCNレポート（大学広報誌）への広告掲載については、引き続き、県内の医療機関を中心に周知に努め、平成29年度として150千円の広告収入を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月号 4者応募 ・平成29年8月号 4者応募 ・平成29年11月号 2者応募 ・平成30年2月号 2者応募 <p>また、平成29年度から開講した認定看護師教育課程については、平成29年度入学生の授業料と平成30年度入学生の入学検定料及び入学金の収入を得ることができた。</p> <p>【平成29年度入学生】 (授業料) @650千円×30名=19,500千円</p> <p>【平成30年度入学生】 (検定料) @30千円×56名=1,680千円 (入学金) @100千円×30名=3,000千円</p> <p>さらに、平成29年度から創設した修学支援基金寄付金については、同窓会や後援会を中心に多くの方の賛同を得て、57件 5,511千円の寄付が集まった。なお、使途については、国が進める経済的理由による教育格差是正の取組の趣旨に沿っ</p>	IV		

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)										
		て、経済的に困窮している学生への給付支援として制度設計を行った。現在、国では更なる進学支援策や高等教育機関の無償化なども検討が進められているため、その動向を注視しつつ、寄付者の厚意を活かした制度となるよう必要に応じ見直すこととした。													
41102	<p><外部資金の獲得> 教員が競争的資金を積極的に獲得できるよう、科学研究費補助金や民間団体等が行っている研究者向け助成金の情報及び学外の競争的研究費を獲得することを支援する本学の「科学研究費助成事業申請支援システム」について、学内ホームページやメールなどにより周知を図る。また、共同研究や受託事業等については、本学教員の業務量等も考慮しつつ、外部資金の受け入れを図る。</p>	<p>全国での科研費補助金新規採択率は、平成 29 年度大学平均 25.0%（公立大学 24.2%）で、本学（25.9%）は全国採択率を上回った。</p> <p>その他、受託研究 1 件、499 千円を獲得した。また、科研費以外の外部研究費については、教員が申請しやすいよう公募中のものは常に一覧表で学内HPで公開するとともに、随時教員にもメールで周知を図る「外部資金助成情報管理システム」を積極的に活用した。</p> <p>①平成 29 年度外部研究資金申請率 100.0%（平成 28 年度：100%） ※申請時点での退職予定者、年度途中採用者を除く</p> <p>②平成 29 年度外部研究資金獲得（採択）件数 20 件（平成 28 年度：24 件）</p> <p>③平成 29 年度外部研究資金獲得（採択）金額 17,500 千円（平成 28 年度：16,050 千円）</p> <p>④平成 29 年度科研費以外の外部資金申請件数 4 件</p> <p>⑤平成 29 年度科研費以外の外部資金獲得（採択）金額 2 件（863 千円）</p> <p>【参考：申請・獲得（採択）の内訳】 （文部科学省科研費）</p> <table border="1" data-bbox="497 1300 1030 1455"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請件数</th> <th>採択件数</th> <th>獲得金額 (千円)</th> <th>採択率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規申請</td> <td>27</td> <td>7</td> <td>6,000</td> <td>25.9</td> </tr> </tbody> </table>		申請件数	採択件数	獲得金額 (千円)	採択率 (%)	新規申請	27	7	6,000	25.9	IV		
	申請件数	採択件数	獲得金額 (千円)	採択率 (%)											
新規申請	27	7	6,000	25.9											

番号	年度計画	実施状況等				法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		継続 申請	13	13	11,500	100.0		
		計	40	20	17,500	50.0		
		(若手研究 (全体件数の内数))						
			申請件 数	採択軒 数	獲得金額 (千円)	採択率 (%)		
		新規 申請	10	1	700	10.0		
		継続 申請	6	6	4,400	100.0		
		計	16	7	5,100	43.8		
		(スタート支援研究 (全体件数の内数))						
			申請件 数	採択件 数	獲得金額 (千円)	採択率 (%)		
		新規 申請	5	1	600	20.0		
		継続 申請	0	0	0	0.0		
		計	5	1	600	20.0		

IV-2 経費の抑制に関する取組

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
42101	<p><経費の抑制> 教育・研究予算を精査し、適正な配分を行うとともに決算数値や大学の経営状況などを教職員に対して分かりやすく説明することにより、コスト意識の向上と経費の抑制を図る。</p>	<p>平成 28 年度決算の財務諸表の公表、経営分析の仕方・決算書の見方の研修会や省資源・省エネルギー等の取組により、職員のコスト意識の向上を図った。また、当初予算編成においては、予算編成方針を策定し、教職員に適切な見積りやコスト削減に努めるよう周知を行うとともに、節約したことで予算が余った場合は、剰余金として翌年以降に活用できることの周知もあわせて行った。さらに、予算編成では、学生への教育に支障がでないよう消耗品や教育研究備品など、必要なものは全て予算計上を行った。</p> <p>また、学内の照明のLED化については、LEDへの取替効果が高い教室等を中心に過去から実施し、平成 29 年度は研究棟の取替工事に着手した。今後は、体育館や講堂など取替に要する経費が見込まれる施設のLED化について電気料金の縮減額との効果を検証しつつ、検討を行うこととした。さらに、電気については、一般競争入札による電気供給業者の選定を行い電気料金の縮減に努めた。</p> <p>平成 29 年度電気使用料金 (消費量) 13,264 千円 (753,548kWh) (平成 28 年度電気使用料金 (消費量) 13,052 千円 (774,683kWh))</p>	III	<p>(質問①) 平成 28 年度の電気料金は前年度比約 3,000 千円縮減されているが、平成 29 年度はほぼ横ばいの状態。今後のLED化による電気料金の縮減は可能なのか。</p>	<p>(回答①) 本学で使用する電気については、電気を供給する業者を入札により選定する取組を行ってきたところ。平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、電気の消費量は減少しましたが、電気使用料金については、「燃料調整費」が上昇したこと等に伴い単価が増加したため、微増しました。学内照明のLED化については、これまで、照明の稼働時間が長い図書館、講義棟 (各講義室) 及び事務局の事務室等において実行してきました。また、平成 30 年度は、教員の研究室を配置している研究棟の照明のLED化が完了する予定で、これをもって、照明稼働時間が長い箇所のLED化は完了します。このため、残りの箇所 (体育館、講堂等) については、投資効果を踏まえつつ、適切な時機にLED化を図ることにより、電気消費量の一層の縮減に努めます。</p>
IV-3 資産の運用管理の改善に関する取組					
43101	<p><資産の適正管理> 資産の管理・運用を安全かつ適正に行うとともに、本学の教育、研究活動に支障が生じないよう、施設や</p>	<p>資産の安全かつ適正な管理・運用として、今後 3 か月程度先まで執行する見込みのない「資金」は、引き続き、地方銀行等の短期定期預金として運用した。</p> <p>施設や設備に係る日常的な維持管理について</p>	III		

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
	<p>設備の維持管理・点検を実施する。また、平成28年度に策定した中期保全計画を踏まえ、計画的に維持修繕を行う。さらに、施設の利用状況などを常に把握し、施設の有効活用に努める。</p>	<p>は、大学に常駐しているメンテナンス業務管理委託会社職員や清掃業務管理委託会社職員と連携して、引き続き適切な保守管理を行った。</p> <p>校舎は建築後約20年が経過しているため、設備更新や大規模修繕の必要が生じ始めている。そのため緊急性を要する修繕を実施しつつ、平成28年度から29年度にかけて建物の劣化を調査するとともに、それに対応する中長期修繕計画を策定した。また、緊急度の高い外壁の修繕工事や空調設備、エレベーターの更新など工事費が高額になるものについては、設立団体の三重県と相談しながら計画的に修繕を図っていく。</p> <p>平成29年度は、特に緊急度の高いものを優先し、火災報知器基盤の更新などの修繕工事等を行った。また、教員の教育研究環境の向上を図るため、一つの部屋を複数教員で共用している研究室については、教員からヒアリングを実施し、使いやすさ、換気及び採光性を高めるため、ロッカーの撤去やレイアウトの変更など教員の希望にあわせて室内を改修した。</p> <p>(主な修繕等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器基盤の更新 ・大学院棟自動ドア修繕 ・中庭御影石浮き修繕 ・消防設備不良箇所修繕 			
43102	<p><資産の有効活用></p> <p>教育、研究活動に支障がない範囲で、体育館、テニスコート等の本学施設を適切な料金により貸し出しを</p>	<p>本学の教育・研究に支障がない範囲で、近隣の中学校や高等学校のクラブ活動、地元のスポーツ少年団、福祉団体等に体育館やテニスコート、グラウンド、講義室等を貸し出した。なお、貸出しにあたっては、「公立大学法人三重県立看護大学施設</p>	III		

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
	<p>行う。</p> <p>本学が保有する知的財産については、実用化に向け試作等の開発を進めるとともに、販路等を開拓するため企業展などに参加する。また、新たな特許出願につなげられるよう本学教員が持つシーズの把握等に努める。</p>	<p>等の使用に関する細則」により、地方公共団体や県内の小中学校など営利を目的としない場合や教育目的の使用の場合は、使用料を2分の1に減額している。</p> <p>本学所有の知的財産については、試作品が完成し、販路等で協力を得られるパートナー企業を探すため、8月に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が主催する企業向けの発表会に参加した。複数の企業から興味を示してもらい名刺交換等を行うことができたが、具体的な話までは至っていない。今後は、企業向けの展示会などに試作品を出展するなど活動範囲を広げることが必要となる。また、平成30年度から独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の産学連携知的財産アドバイザーの派遣を受けることが決定したため、より積極的な企業への働きかけが可能となる。</p>			
V-1 自己点検及び自己評価の充実のための取組					
51101	<p><自己点検・自己評価の充実></p> <p>平成28年度の業務実績に関する評価結果等を参考に、第二期中期目標の達成に向け、教職員が一丸となって取り組みを行う。また、取り組んだ実績については、自己点検評価委員会で検証を行った上で、三重県公立大学法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>平成28年度の業務実績は、「年度計画管理表」により各委員会等で進捗管理を行うとともに、その内容について自己点検評価委員会で検証・確認を行った。この内容は、三重県公立大学法人評価委員会の評価を受け、全体として順調に実施していると認められた。</p> <p>三重県公立大学法人評価委員会の評価結果については、理事会、経営審議会及び教育研究審議会並びに助教・助手、事務職員等も参加した会議などにおいてフィードバックした。評価委員会からの改善コメントについては、平成29年度において改善に向けて取り組むとともに、平成30年度の計画策定に活用した。また、平成29年度業務実績及び平成30年度年度計画の取りまとめに当たって</p>	III	<p>(質問①)</p> <p>平成25年度に認証評価機関から評価を受け、改善等を提言された項目について、7月末に「改善報告書」を提出した、とのことであるが、大変申し訳ないが、「論文審査に際して主任指導教員は審査委員会主査を担当しない」という問題以外に、特段重要な改善等提言事項はなかった、と記憶するが、それでよかったか。自分の記憶が不正確なのでお伺いしたい。</p>	<p>(回答①)</p> <p>平成25年度に認証評価機関から評価を受け、改善等を提言された項目は、質問中にある問題を含めて6項目あります。内容を列記すると、「教育方法」として、①看護学部および看護学研究科のシラバスは、統一した書式が用いられているが、記載内容に教員間で精粗が見られる。特に看護学研究科では、授業計画が明確に示されていない科目が見受けられるので、学生の自己学習に活用できるよう、改善が望まれる。</p> <p>「教育成果」として、②学位論文審査において、論文指導担当教員が論文審査の主査を務めていることは、審査体制の客観性および公平性を担保するうえで不十分であるので、改善が望まれる。</p> <p>「学生の受け入れ」として③看護学研究科で</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>は、各委員会委員長と自己点検評価委員会とが個別に意見交換を行い、事業の進捗状況を確認するとともに、今後の事業展開等について情報共有を図った。</p> <p>さらに、平成 25 年度に認証評価機関から評価を受け、改善等を提言された項目について、7 月末に「改善報告書」を提出した。次期の認証評価については、第三期中期目標・中期計画の策定に向けたスケジュール等も考慮し、受審時期を平成 31 年度とすることを決定した。</p>			<p>は、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.43 と低いので、改善が望まれる。</p> <p>「教育研究等環境」として、④個人研究費に関する支給規程が定められていないので、策定するよう改善が望まれる。⑤図書館において、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、改善が望まれる。</p> <p>「内部質保証」として、⑥看護学部教授会の下に置かれた「自己点検評価委員会」は、各委員会や学長補佐機能である「企画運営会議」、法人組織である「教育研究審議会」との関係および権限が規程上や組織図に明確にされないまま全学的な検証活動を実施している。貴大学の内部質保証体制が実質的かつ継続的に機能するために、他の委員会および会議体との関係を明確にし、「各種委員会規程」の見直しを図るよう改善が望まれる。</p> <p>となっており、各項目に対する改善報告書を提出しました。</p>
V-2 情報公開等の推進のための取組					
52101	<p><情報発信・情報公開の推進></p> <p>本学が所有するホームページやSNSなどを活用して、積極的に大学情報を発信するとともに、マスメディアを活用した情報発信を推進する。</p>	<p>法人運営の透明性を高めるため、昨年度に引き続き、「法人概要」、「財務諸表」、「諸規程」、「主要会議」、「情報公開・個人情報保護の取組」などをホームページに掲載するとともに、「財務諸表」に関しては、地方独立行政法人法上、会計監査人による監査を受ける義務はないものの県民への説明責任との考え方に基つき会計監査人の監査を受け、その内容もホームページに公表している。</p> <p>また、大学ホームページやLINE、広報誌MCNレポートなど広報媒体ごとの特性を活かしながら、大学情報をタイムリーかつ的確に発信した。さらに、マスメディアでも本学に関する情報を取り上げてもらえるよう 22 件の資料提供を行った。平成 29 年度は、新聞記事 27 件、テレビ・ラジオ</p>	III		

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
	<p>情報公開に関する条例・規程に基づき、県民からの情報公開請求に適切に対応する。</p>	<p>23 件（FM三重キャンパスキューブ 1 件を含む）などの発信につながった。</p> <p>平成 29 年度は開学 20 周年を迎えたことから、5 月 9 日に学内外の約 500 名の参加者を得て、開学 20 周年記念式典及び 20 周年記念講演・座談会を開催した。大学開設の考え方を見つめ、再考する機会となるとともに、マスコミに取り上げられたことや開学 20 周年記念事業記録誌を配布したことにより、本学の存在を広くアピールする機会となった。</p> <p>また、高大接続事業については、公立大学で唯一文部科学省の補助を受けて実施してきたが、これまでの取組に対する成果として、3 月 20 日に高大接続シンポジウムを開催した。シンポジウムには県内外から 72 名の参加があり、全国に向けて本学の取組を広く発信する機会となった。</p> <p>教員の研究業績等については、引き続き三重県立看護大学紀要を発行し情報発信に努めるとともに、学術論文や資料の活用を促進するため機関リポジトリ*を活用した。</p> <p>情報公開については、「公立大学法人三重県立看護大学が管理する公文書の開示等に関する規程」に基づき対応している。なお、平成 29 年度は、県民から入試の合否判定、基準などに関する情報公開請求が 1 件あり適切に対応を行った。</p>		<p>(質問①) 情報公開請求の内容と請求理由を教えてください。</p>	<p>(回答①) 平成 29 年度は、入試の合否判定、基準などに関する情報公開請求が 1 件ありました。 なお、請求理由については、情報開示制度において、請求者は、開示請求を行う理由を明らかにする必要がないため、本学では把握していません。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
52102	<p>＜個人情報保護＞</p> <p>教職員・学生に対して、個人情報保護の重要性について周知するとともに、特定個人情報ははじめ大学が保有する個人情報の管理を徹底する。</p>	<p>「公立大学法人三重県立看護大学が保有する個人情報の保護に関する規程」を、平成29年4月（県条例改正対応）及び平成30年2月（内部監査の指摘への対応）に改正した。</p> <p>マイナンバー（個人番号）については、取り扱いマニュアルを整備し、マニュアルに沿った取扱いを徹底しており、決められた場所に厳重に保管・管理するとともに、事務局職員全員を対象にマイナンバー制度やマニュアルについての研修を行い、マイナンバーの取り扱いに関する周知徹底を図った。</p> <p>また、平成28年度に引き続き、三重県個人情報保護条例第6条に規定する「個人情報取扱事務登録簿」をホームページに公表した。</p> <p>なお、平成29年度において、個人情報漏洩等に係る事象は発生しなかった。</p> <p>教務学生課職員が取り扱う学生の成績情報等を保有する「学務システム」については、引き続き、特定の部屋で特定の職員が取り扱うことを徹底するとともに、必要に応じてログインパスワードを変更した。</p> <p>学生が実習等において知り得た個人情報が漏えいすることがないように、個人情報保護の教育を徹底させるとともに、個人情報保護に関する誓約書を提出させた。</p> <p>卒業時に実習先で使用した「実習記録」については、例年と同様に溶解処理を行った。</p> <p>学生のSNS等による情報発信、インターネットによる犯罪、セキュリティについては、学内の情報センターがオリエンテーション、ガイダンス時に十分な時間をかけて教育を行った。</p>	Ⅲ	<p>（質問①）</p> <p>必要に応じてログインパスワードを変更したとあるが、具体的にはどのようなケースで変更するのか。またルールの有無について。</p>	<p>（回答①）</p> <p>「学務システム」については、極めて機密性の高い学生の成績や入試事務を取り扱うシステムであるため、具体的にどのようなケースでログインパスワードを変更するかを特定の職員以外の方にお答えすることは差し控させていただきます。ルールはありますが、その内容をお答えすることも差し控させていただきます。</p>

VI-1 施設・設備の整備、維持管理等に関する取組

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
61101	<p>＜教育環境の整備＞</p> <p>質の高い教育、研究を実践するための施設・設備等の整備・充実を図るとともに、現有の施設・設備の維持・保守管理及び修繕を行う。</p>	<p>快適な環境で教育を行うため、財政状況を踏まえたうえで、次のとおり設備の更新・修繕を行うとともに、備品については、優先順位付けを行い購入した。また、教育研究環境の向上を図るため、学生から要望のあった講義棟（中講義室1～4）の音響設備の改修を行った。さらに、複数の教員で共用している研究室について、机、ロッカー等のレイアウト変更を行った。</p> <p>(主な設備更新等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎看護学の演習授業において、実技指導の映像を見ながら学修することができるよう、実習室2のモニターを増設した。 <p>(主な購入備品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩台、多職種連携ハイブリッドシミュレータ「SCENARIO」、洗髪車の購入 <p>(講義棟の改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中講義室1～4のスピーカーの取替 <p>(研究室の改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レイアウトの変更、ロッカーの撤去、パーティションの設置 	III		
61102	<p>＜環境等への配慮＞</p> <p>省資源、省エネルギー等の環境に配慮した施設・設備の整備や管理運営を行うとともに、ユニバーサルデザインを意識した施設改修等を行う。</p>	<p>学内の照明のLED化については、LEDへの取替効果が高い教室等を中心に過去から実施し、平成29年度は研究棟の取替工事に着手した。今後は、体育館や講堂など交換経費が高額になる場所のLED化について検討を進めることとした。不要な個所の照明の消灯やコピー紙の裏面利用など環境に配慮して業務を遂行した。</p>	III		
VI-2 危機管理に関する取組					

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
62101	<p><危機管理への対応> 教職員及び学生の危機管理への意識を高めるため、研修会や安否確認システムの操作訓練等を実施するとともに、安否確認システムの更なる活用方法を検討していく。また、必要に応じて危機管理体制の見直しを行う。</p>	<p>自然災害への対応について、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存のマニュアルである消防計画や大規模災害対応マニュアルに加え、新たに、これらの上位指針となる「公立大学法人三重県立看護大学における危機管理の基本的な考え方」を、平成 29 年 4 月に策定した。 災害備蓄物品について、事務局にて、所要物品と所要数について新たに整理し直し、現状の在庫数や消費期限を勘案のうえ、平成 33 年度までの購入計画を策定するとともに在庫の整備を行った。 平成 30 年 2 月に静岡県立静岡文化芸術大学に職員 2 名を派遣し、ベンチマーキングを行い、今後における大規模災害時の対応についての情報を収集した。 消防法第 8 条第 1 項に基づく消防訓練（通報訓練）を平成 29 年 11 月に実施した。 <p><u>不審者への対応については、案件が発生するたび警備委託業者と連携して、随時巡回を行うなど臨機応変な対応を行った。</u></p> <p>災害時に学生・教職員の安否状況を確認できる「安否確認システム」に全教職員及び学生が登録した。また、学生に対して、保護者や家族などを安否情報の配信先に登録するよう周知を行った。</p> <p>操作訓練を実施(12 月 18 日)した結果、安否確認メールの発信後 20 分で 22.4% (28 年度:24.5%) の安否情報の返信があり、訓練終了時点では 87.0% (28 年度:86.3%) の返信があった。学生に最終結果を掲示するとともに、返信がなかった学生に対してシステムの再確認を行うよう周知し</p>	Ⅲ	<p>(質問①) 平成 30 年 2 月に静岡県立静岡文化芸術大学において、今後における大規模災害時の対応について特筆すべき情報があったのか。あったとすれば具体的にご教示いただきたい。</p> <p>(質問②) 不審者への対応について、案件が発生するたびに対応を行ったとあるが、平成 29 年度発生件数について。</p> <p>(質問③) 不審者への対応としては、“危機発生時の連絡体制と教職員の役割”に基づいて行ったのか。</p>	<p>(回答①) 静岡文化芸術大学については、平成 29 年 12 月に同大学が開催した「防災公開講座」に本学職員が出席した際に、同大学での防災に係る取組が先進的であると認められたため、平成 30 年 2 月に現地調査を行いました。</p> <p>同大学では、災害が発生した際に教職員及び委託業者（施設管理及び警備等）が取るべき行動について、「勤務時間内」又は「勤務時間外」別に整理された行動表が作成されており、本学においては、当該取組を参考に BCP（事業継続計画）等を整備していく予定です。</p> <p>(回答②) 平成 29 年度においては、不審者と疑われる案件が発生しましたが、その都度、警備委託業者と連携して、随時巡回を行ったり、当該被疑者へ声掛けを行うなど、臨機応変に対応しました。</p> <p>なお、2 段落目を次のように修正します。</p> <p>【変更後】 「不審者と疑われる人物に対しては、案件が発生するたび警備委託業者と連携して、随時巡回を行うなど臨機応変な対応を行ったが、平成 29 年度においては、結果として、不審者であると判断した事象は発生しなかった。」</p> <p>(回答③) 平成 29 年度においては、警察等への通報が必要となる等の「危機の発生」と認められる不審者案件は発生していませんが、不審者に対しては、お見込のとおり、「危機発生時の連絡体制と教職員の役割」に基づき対応します。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>た。</p> <p>加えて、学生の様々な場面における危機管理意識醸成のため、1年生のオリエンテーションにおいて、4月5日に防犯(99名出席)、薬物(99名出席)及び食育(99名出席)、4月6日に交通安全(98名出席)、消費生活(98名出席)及び性教育(98名出席)、4月11日にメンタルヘルス(100名出席)の各講習会を実施した。</p> <p>[補足資料：公立大学法人三重県立看護大学における危機管理の基本的な考え方]</p>			
VI-3 人権の保護に関する取組					
63101	<p><人権尊重の推進></p> <p>人権に関する研修会等を継続して開催し、学生及び職員の人権意識の高揚を図る。また、規定等を改正し、ハラスメント相談窓口を拡大した点について、運用後の評価を行う。</p>	<p>1年生を対象としたハラスメント防止のための研修会(テーマ：デートDV)を入学時に開催した(4月18日)。参加人数は98名(98%)で、アンケートの回収数は97名で、「よく理解できた」90%、「理解できた」10%であった。「過去に人権やハラスメントの講演を聞いたことがある」88%、「人権やハラスメントのトラブルに遭ったことがある」3%であった。また、出席者からは「講義中にロールプレイがあったので分かりやすかった」等の感想があり好評であった。</p> <p>平成28年度の学生アンケートの結果をうけて、3年生に対して、領域別看護学実習直前オリエンテーション(9月1日)の際にハラスメントに関する研修会を新規に実施し意識を高めた。</p> <p>ハラスメント防止に関するリーフレット改訂版「STOP! HARASSMENT」を8月に発行し、啓発活動で活用した。</p> <p>ハラスメント防止規程の改正により、平成29年4月より、ハラスメント相談窓口は全教職員が担</p>	III	<p>(質問①) ハラスメント調査員は、外部の弁護士なのか。</p> <p>(質問②) ハラスメント調整員との面談結果について、報告はなされるのか。</p>	<p>(回答①) ハラスメント調整員は教員及び事務局職員の計5名で構成し、男女各1名以上、かつ、教授、准教授・講師、助教・助手、事務局職員から各1名以上が含まれるようメンバーを選定しています。</p> <p>この他に、法律事務所及び外部専門業者を、学外の相談窓口として設定しています。</p> <p>(回答②) ハラスメント調整員は、要項、対応マニュアル等に基づき、相談者の同意を得て相談内容を記録し、必要に応じ学外相談窓口の紹介等を行うとともに、学内でハラスメントを所管する人権・環境委員会に相談件数を報告します。</p> <p>相談内容は、基本的にハラスメント調整員限りで取り扱うこととしていますが、相談者が、人権・環境委員会委員長が設置するハラスメント調査委員会での対応を希望する場合は、同委員会に相談内容を報告し、申立書の作成等を支援します。</p>

番号	年度計画	実施状況等	法人 評価	評価委員会からのご質問	質問に対する回答(案)
		<p>当することになり、新たにハラスメント調整員を設置した。しかしながら、相談窓口と調整員の対応マニュアル等の改訂が未了であったため、対応マニュアルの改訂を行った。</p> <p>これに関して、対応マニュアル改訂(案)の周知及び各自の役割認識を高めることを目的に、全教職員対象の研修会(講師:三重大学学生総合支援センター講師 鈴木英一郎氏、テーマ:ハラスメントに係る相談に対する理解)を開催した(11月8日)。出席者数は61人(出席率86%)で、教員44名(出席率92%)職員17名(出席率74%)であった。アンケートの回収数は56人(92%)で、「役立つ」68%、「まあまあ役立つ」32%であった。</p> <p>また、人権・環境委員会委員及び調整員を対象に研修会を開催し(2月21日)、調整員の任務や当該マニュアルの内容について検討した。</p>			